

平成 26 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 27 年 3 月

宮崎県包括外部監査人

高妻 和寛

目次

第1 監査の概要	1
1 . 監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3 . 特定の事件として選定した理由	1
4 . 監査の方法	1
5 . 監査の実施期間	2
6 . 監査実施者	2
7 . 利害関係	2
第2 監査対象の概要	3
1 . 宮崎県の財政状況	3
(1) 一般会計の状況	3
(2) 特別会計の状況	4
(3) 財産の状況	5
2 . 宮崎県における人口構造の変化	6
(1) 人口減少	6
(2) 少子高齢化	7
(3) 県庁所在地への人口集中	8
3 . 宮崎県における教育費の状況	9
(1) 教育費の内訳	9
(2) 教育費の他県比較	10
(3) 育英資金貸与事業	14
4 . 宮崎県教育委員会の状況	16
(1) 組織構成	16
(2) 業務分掌	17
5 . 文化施設の状況	20
(1) 図書館・美術館・総合博物館の概要	20
(2) 宮崎県立図書館	20
(3) 宮崎県総合博物館	23
(4) 宮崎県立美術館	25
第3 監査の結果	28
1 . はじめに	28
(1) 実施した監査の概要	28
(2) 実施した監査の結果	29
2 . 宮崎県育英資金について	30
(1) あるべき延滞利息の計上方法について	30
(2) 回収率の向上について	34

3 . 公費・私費の負担区分について	38
(1) 問題の所在.....	38
(2) 公費・私費の定義.....	39
(3) 公費・私費負担区分の考え方.....	39
(4) 私費の集計.....	42
(5) 各学校の状況及び監査の結果.....	49
(6) 臨時的任用職員について.....	73
(7) 教育研究団体等の負担金・分担金について.....	76
(8) 徴収金の徴収手続について	80
第4 監査結果報告に添えて提出する意見.....	85
1 . 備品に分類する物品の基準価格について.....	85
2 . 学校裁量予算の導入について.....	87
3 . 空調費の公費負担について.....	89
4 . 私費会計の決算のあり方について.....	92

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

教育委員会に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として平成 25 年度とし、必要と認めた場合、平成 26 年度及び平成 24 年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

少子化・高齢化の進行によって、教育にも変化が求められている。少子化は、学校教育における教育の受け手である児童生徒数が減少することであり、学校の存在そのものに影響を与えることになる。高齢化は、生涯学習の中心的存在である高齢者が増加することであり、住民の生涯学習を支える基盤である博物館・美術館・図書館のあり方が、今まで以上に問われることになる。

教育費は、宮崎県の一般会計歳出予算（目的別）の最大項目であり、平成 26 年度の教育費予算は 1,167 億円で一般会計歳出予算の 20.3% を占めている。また、県立高校、博物館、美術館、図書館など、教育関連の施設は多く、特に学校施設は県が保有する建物面積の 3 割を占めており、将来の施設計画が県の財政に及ぼす影響は非常に大きいものがある。

そこで、教育費及び教育関連施設の重要性に鑑み、主たる所管部署である教育委員会の財務事務の執行について、監査を行うことが有意義であると判断した。

4. 監査の方法

教育委員会所管部署に関する財務事務の執行や経営に係る管理の法令等への合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、以下の項目に留意して監査を実施した。

- 物品の購入、工事請負及び業務委託の契約手続は、法令等に準拠して適切に行われているか。
- 業務委託は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか。
- 固定資産（備品等）の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- 債権（育英資金等）の管理は適切に行われているか。
- 公費・私費の負担区分は適切に行われているか。
- 徴収金（私費）の取り扱いは、公金に準じて適切に行われているか。

5 . 監査の実施期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

6 . 監査実施者

包括外部監査人	高 妻 和 寛	公認会計士
補 助 者	森 昭 彦	公認会計士
同	五 島 賢	公認会計士
同	鎌 田 理 恵	公認会計士
同	松 尾 潤 一	行政実務経験者
同	田 中 大 樹	公認会計士
同	永 田 祥 二	公認会計士
同	室 田 大 地	公認会計士協会準会員

7 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 宮崎県の財政状況

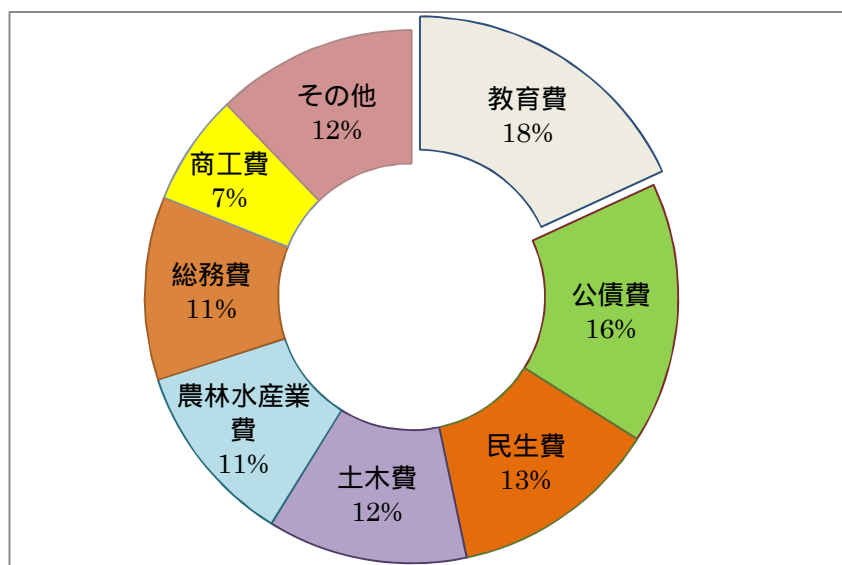
(1) 一般会計の状況

宮崎県の一般会計における目的別歳出の推移は下表のとおりである。教育費は最大の歳出項目であり、平成25年度決算においては全体の18%を占めている。

【一般会計 目的別歳出の推移】 (単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25
議会費	1,206	1,208	1,176	1,095	1,065
総務費	47,888	156,027	42,538	34,856	66,587
民生費	79,972	72,393	76,371	77,108	76,052
衛生費	24,706	17,857	24,864	18,800	18,115
労働費	8,850	7,135	7,987	5,920	5,066
農林水産業費	64,024	92,466	64,916	53,521	66,680
商工費	40,467	69,924	43,625	38,960	40,317
土木費	79,506	78,046	68,759	67,446	72,693
警察費	28,326	27,493	27,387	27,628	26,259
教育費	115,929	118,482	117,492	113,849	108,308
災害復旧費	1,293	3,354	3,783	2,765	1,397
公債費	92,301	93,144	96,537	100,976	94,964
諸支出金	21,777	22,150	21,698	21,183	21,002
計	606,250	759,686	597,140	564,114	598,510

【平成25年度 一般会計目的別歳出の構成】



(2) 特別会計の状況

宮崎県の特別会計における歳入・歳出の状況は下表のとおりである。全部で15ある特別会計のうち、教育委員会が所管するものは、県立学校実習事業特別会計と育英資金特別会計の2つである。

特別会計には、公債管理特別会計のように、直接事業を行っている一般会計に資金を供給しているだけのものがある。決算額で事業規模を測定するには、一般会計の歳出額にこれらを合算するべきではない。教育委員会が所管する2つの特別会計は、いずれも事業を行っており、一般会計と合算して事業規模を測定すべきものである。

公債管理特別会計を除外してみると、教育委員会が所管する2つの特別会計が全特別会計に占める割合は、歳入ベースで30.0%、歳出ベースで27.3%となる。一般会計と特別会計を合算して考えても、教育費は最大の事業規模である。

【平成25年度 特別会計の決算状況】 (単位：百万円)

	特別会計名	歳入	歳出
1	開発事業特別資金	85	85
2	公債管理	108,352	108,352
3	母子寡婦福祉資金	383	137
4	山林基本財産	140	98
5	拡大造林事業	181	156
6	林業改善資金	564	94
7	小規模企業者等設備導入資金	1,585	1,172
8	えびの高原スポーツレクリエーション施設	1	1
9	県営国民宿舎	324	324
10	就農支援資金	276	122
11	沿岸漁業改善資金	157	47
12	公共用地取得事業	144	144
13	港湾整備事業	1,671	1,607
14	県立学校実習事業(教育委員会所管)	229	172
15	育英資金(教育委員会所管)	2,132	1,328
	合計	116,232	113,846

出所 第134回宮崎県の財政「平成25年度特別会計の決算状況」

(3) 財産の状況

宮崎県が保有している建物の保有面積は、下表のとおりである。学校施設は県が保有する建物面積の29.2%を占めており、これに下表の「公共用財産」の「その他施設」に含まれる博物館(8,314㎡)・美術館(10,333㎡)・図書館(9,729㎡)等を含めると、教育関連施設の建物面積は30%を超えることになる。県全体の公共施設の維持管理費を考える上で、教育関連施設、特に学校施設は重要な位置を占めていることがわかる。

【公有財産(建物)の保有面積】		平成26年3月31日現在	
		面積(㎡)	構成比
本	庁 舎	50,055.58	2.4%
行政機関他	警察(消防)施設	102,130.07	4.8%
	その他施設	132,683.48	6.3%
公共用財産	学 校	621,023.81	29.2%
	公 営 住 宅	635,688.51	29.9%
	公 園	84,621.61	4.0%
	その他施設	338,855.53	16.0%
職 員	宿 舎	106,839.69	5.0%
そ の	他	51,879.51	2.4%
合 計		2,123,777.79	100.0%

出所 第134回宮崎県の財政「県有財産の状況」

2. 宮崎県における人口構造の変化

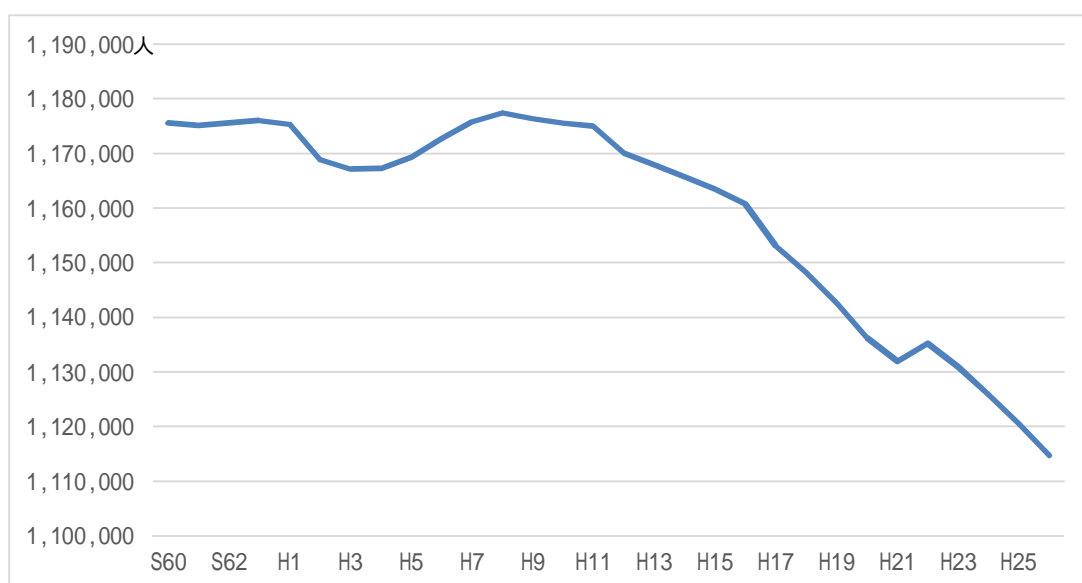
(1) 人口減少

下表は、宮崎県の人口推移を示したものである。それまで増加基調にあった人口は、昭和63年に減少に転じ、その後一時的に増加があったものの、平成8年をピークに長期的な減少傾向にある。

平成22年に実施された国勢調査結果等の最新実績値に基づいた将来推計人口をみると、この傾向は今後も続き、平成22年に1,135,233人だった宮崎県の総人口は、20年後の平成42年には100万人を割って991,365人となり、30年後の平成52年には900,508人になることが推計されている。

総人口が長期的な減少傾向にあり、それが今後も継続すると予想される中において、公共施設の総利用者数が減少し、低稼働の施設が増加すると考えられる。厳しい財政状況と県民1人当たりの維持管理費負担の増加を考えれば、公共施設を現状のまま維持することは相当困難であり、公共施設の総量を削減する必要があると考えられる。宮崎県が保有する建物面積のうち3割以上が教育関連施設であることから(5ページ参照)、県民1人当たりの維持管理費負担を軽減するには、教育関連施設の統合・集約化が重要な課題となる。

【宮崎県の人口推移】



出所 国勢調査結果に基づく推計人口(各年10月1日現在)

【宮崎県の将来推計人口】

(単位:人)

H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
1,135,233	1,107,322	1,073,112	1,033,671	991,365	947,279	900,508

出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

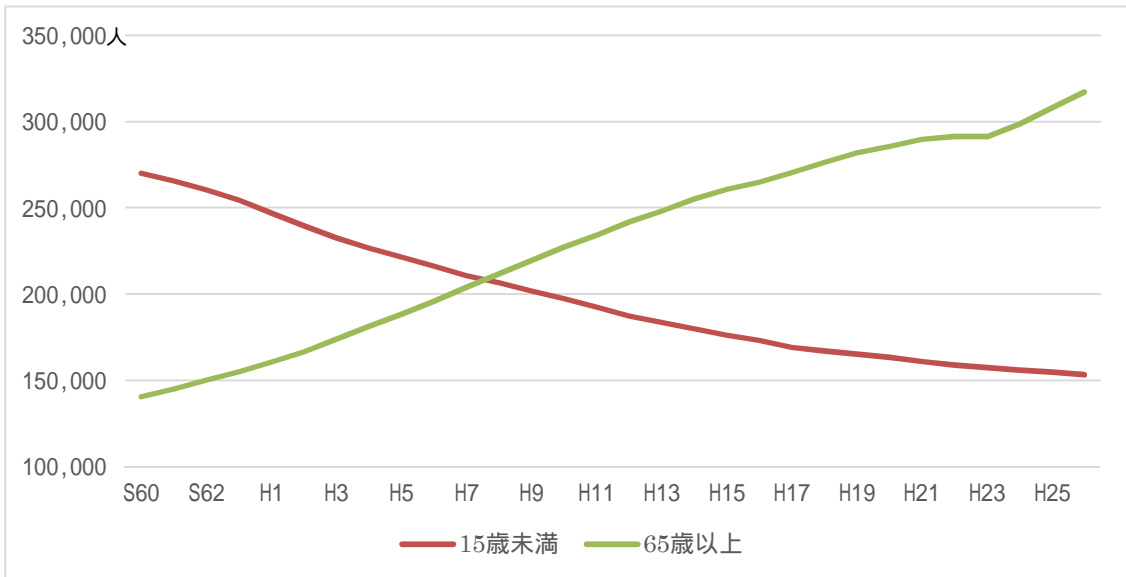
(2) 少子高齢化

下表は、宮崎県の15歳未満及び65歳以上人口の推移を表したものであるが、一貫して少子高齢化傾向にある。総人口の減少も相俟って、高齢化率は昭和60年の12.0%から平成26年には28.5%へと大きく増加している。

平成22年に実施された国勢調査結果等の最新実績値に基づいた将来推計人口をみると、15歳未満人口は一貫して減少が続き、平成22年に158,645人だったものが、20年後の平成42年には113,896人となり、30年後の平成52年には102,241人になると推計されている。一方、増加が続いていた65歳以上人口は、15年後の平成37年をピークに減少に転じると推計されている。

少子高齢化は、学校等の教育施設の余剰を発生させるが、住民の生涯学習を支える基盤となる博物館・美術館・図書館については、機能の充実化が求められる。

【宮崎県年齢別人口推移】



出所 国勢調査結果に基づく推計人口（各年10月1日現在）

【宮崎県年齢別将来推計人口】

(単位：人)

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
15歳未満	158,645	147,713	136,317	123,987	113,896	107,420	102,241
65歳以上	292,790	326,750	348,827	354,500	349,192	338,552	333,593

出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 県庁所在地への人口集中

下表は、宮崎県の主要都市の人口推移を表したものである。宮崎県の人口が長期的な減少傾向にある中、県庁所在地である宮崎市の人口は一貫して増加基調にあることが分かる。県庁所在地への人口集中度は、昭和60年には29.7%だったものが、25年後の平成22年には35.3%になっている。

平成22年に実施された国勢調査結果等の最新実績値に基づいた将来推計人口をみると、この傾向は今後も続き、県庁所在地への人口集中度は、平成22年に35.3%だったものが、20年後の平成42年には38.3%となり、30年後の平成52年には39.5%になると推計されている。

宮崎市以外の地域においては、県全体でみた以上に人口減少と少子高齢化が進展しており、学校施設の余剰も多く発生していると考えられる。また、財政力の脆弱な町村等においては、図書館等の生涯学習施設の充実が困難であり、これを補完するような施策が県に対して求められると考えられる。

【宮崎県地域別人口推移】

(単位：人)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22
宮崎市	349,465	365,080	384,391	392,178	395,593	400,583
都城市	175,728	172,593	174,054	171,812	170,955	169,602
延岡市	153,835	146,989	141,751	139,176	135,182	131,182
日南市	71,535	68,176	65,809	63,421	60,914	57,689
小林市	53,753	53,480	52,828	51,697	49,820	48,270
その他	371,227	362,589	356,986	351,723	340,578	327,907
合計	1,175,543	1,168,907	1,175,819	1,170,007	1,153,042	1,135,233

出所 国勢調査結果(各年10月1日現在)

【宮崎県地域別将来推計人口】

(単位：人)

	H27	H32	H37	H42	H47	H52
宮崎市	400,520	396,300	389,186	379,854	368,655	355,433
都城市	165,879	161,272	156,071	150,620	145,039	139,161
延岡市	126,155	120,731	114,738	108,588	102,425	96,145
日南市	54,383	51,163	47,758	44,348	41,034	37,780
小林市	46,345	44,195	41,895	39,558	37,237	34,872
その他	314,040	299,451	284,023	268,397	252,889	237,117
合計	1,107,322	1,073,112	1,033,671	991,365	947,279	900,508

出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

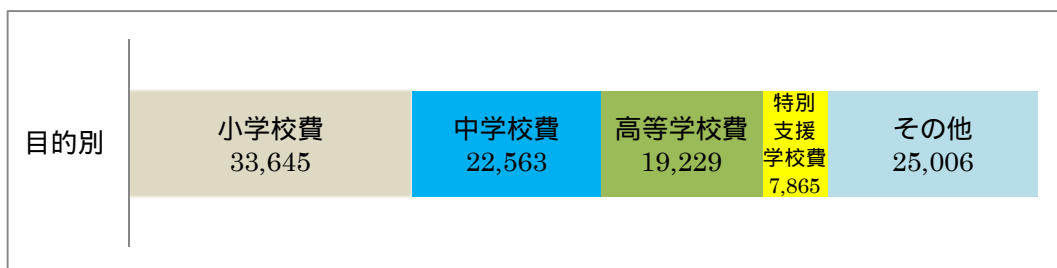
3. 宮崎県における教育費の状況

(1) 教育費の内訳

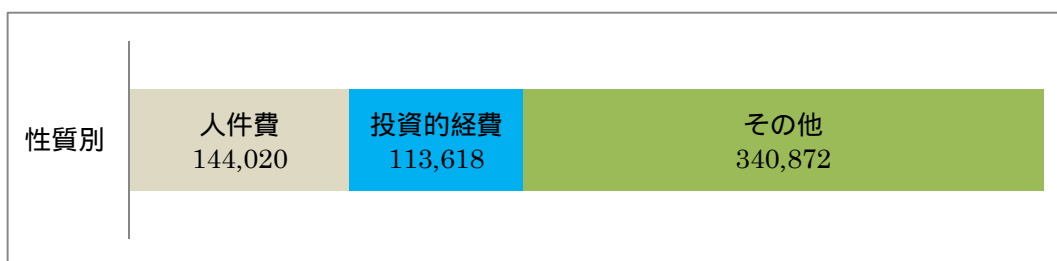
下表は、教育費（平成 25 年度決算）を目的別・性質別に表したものである。目的別にみると、学校教育に関する経費（小学校費・中学校費・高等学校費・特別支援学校費の合計）が 76.9%となっており、性質別にみると人件費が 85.7%となっている。教育費は一般会計における最大の歳出項目であるが、その大半は教職員の人件費であることが読み取れる。

人件費は義務的経費であり、每期継続的に発生するものである。長期的には、生徒数の減少に応じて教職員数が減少し、人件費も減少すると考えられるが、投資的経費のように短期的に大きく変動するものではない。過去 5 年間の教育費内訳推移をみても、緩やかに減少しているが、プロジェクト的な経費の比率が低いため、大きな変動は見られない。一般会計の人件費率が 24.1%（平成 25 年度決算ベース）であることから、県全体の歳出に比べても教育費は硬直的であると言える。

【平成 25 年度教育費 目的別・性質別内訳（決算ベース）】 （単位：百万円）



【平成 25 年度一般会計 性質別内訳（決算ベース）】 （単位：百万円）



出所 「平成 25 年度決算に関する調書」を監査人が要約して作成

【教育費の目的別内訳推移】

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25
教育総務費	21,137	24,519	24,541	21,981	20,687
小学校費	36,603	36,241	35,948	35,174	33,645
中学校費	23,670	23,729	23,735	23,472	22,563
高等学校費	21,160	21,218	20,603	20,203	19,229
特別支援学校費	8,069	8,079	8,141	7,970	7,865
社会教育費	2,396	2,409	2,179	2,126	2,011
保健体育費	2,006	1,467	1,490	2,083	1,427
大学費	888	821	854	840	881
合計	115,930	118,483	117,493	113,850	108,308

出所 各年度の決算に関する調書

(2) 教育費の他県比較

ア. 教育費(目的別)の内容

以下では、宮崎県の教育費(目的別)の各費目で計上されている内容について解説する。なお、教育費(目的別)で計上される費目及びその細目は、他県においても同様である。

教育総務費

教育委員会事務局の人件費・経費、教職員の退職金・年金、県土整備部営繕課を通して発注する大型工事案件の工事費などが計上されている。平成25年度の人件費率は48.7%である。

小学校費・中学校費

宮崎県内の市町村立小学校・中学校に勤務する教職員の給与費が計上されている。市町村立学校の教職員の給与費は、本来ならば市町村の負担とすべきだが、優秀な教職員を安定的に確保するためには、安定した給与財源の確保と広域人事による適正な教職員配置が必要との考えから、都道府県が基本的に負担するものとしている(市町村立学校職員給与負担法)。学校施設の整備費用、学校運営経費については市町村負担のため、ここに計上されるのは県費負担教職員の給与費と旅費のみである。

高等学校費・特別支援学校費

県立高校・特別支援学校の教職員の給与費、旅費、運営経費が計上されている。校舎の改修工事等は教育総務費で計上されている。平成25年度の人件費率は、高等学校費が90.4%、特別支援学校費が93.6%である。

社会教育費

図書館、博物館、美術館の人件費及び運営経費、埋蔵文化財の調査・発掘に関する人件費・経費などが計上されている。平成 25 年度の人件費率は 60.0%である。

保健体育費

総合運動公園の維持管理経費、各種競技団体への補助金・交付金などが計上されている。平成 25 年度の人件費率は 18.3%である。

大学費

宮崎県立看護大学に関する人件費・運営経費が計上されている。平成 25 年度の人件費率は 68.7%である。なお、宮崎県立看護大学は教育委員会ではなく、福祉保健部の所管である。

イ．教育費の他県比較

下表は、宮崎県と人口・面積・標準財政規模が類似する県の状況である。教育費の多くは学校教育に携わる教職員の人件費であり、教職員の人数は学校配置の影響を受けると考えられる。すなわち、人口が同じでも面積が広く集落が分散している場合は、学校配置も分散化せざるを得ず、結果として多くの教職員が必要になると考えられる。そのため、人口だけでなく面積も考慮して、比較すべき類似団体を決定した。

【類似団体の状況】

	人口 (人)	面積 (k m ²)	人口密度 (人)	標準財政規模 (百万円)
山形県	1,155,942	6,652	174	333,352
石川県	1,163,089	4,186	278	303,707
和歌山県	1,016,563	4,726	215	289,818
愛媛県	1,440,117	5,679	254	350,224
大分県	1,199,401	5,100	235	325,352
宮崎県	1,141,559	6,795	168	325,159

出所 総務省「平成 24 年度決算カード」

下表は、教育費の目的別内訳を上記の類似団体と比較したものである。宮崎県は、他県と比較して小学校費・高等学校費が少なく、中学校費が多い。

小学校費は、石川県・和歌山県よりも金額は多いが、教育費全体に占める割合で見ると 6 県の中で最も低い。中学校費は、愛媛県・大分県よりも金額は少ないが、教育費全体に占める割合で見ると 6 県の中で最も高い。高等学校費は、金額で見ても教育費全体に占める割合で見ても、6 県の中で最も低くなっている。

中学校費と高等学校費を比較してみると、他の5県は高等学校費の方が10～36億円多く計上されているが、宮崎県はこれが逆転しており、高等学校費の方が25億円少ない。平成21年度からの推移をみても、高等学校費の方が少ないという傾向は変わっておらず（10ページ【教育費の目的別内訳推移】参照）宮崎県の特徴であると言える。

【教育費（目的別）の他県比較】

（単位：百万円）

	山形県		石川県		和歌山県	
教育総務費	21,761	18.3%	19,155	17.9%	19,383	18.3%
小学校費	39,634	33.3%	33,670	31.4%	32,567	30.7%
中学校費	21,642	18.2%	19,003	17.7%	19,276	18.2%
高等学校費	24,600	20.7%	22,605	21.1%	21,227	20.0%
特殊学校費	8,050	6.8%	7,350	6.8%	9,466	9.0%
幼稚園費	-	-	-	-	34	0.0%
社会教育費	1,434	1.2%	4,352	4.1%	1,905	1.8%
保健体育費	831	0.7%	1,040	1.0%	2,119	2.0%
大学費	959	0.8%	9	0.0%	-	-
合計	118,913	100.0%	107,188	100.0%	105,980	100.0%

	愛媛県		大分県		宮崎県	
教育総務費	19,718	14.9%	21,840	17.7%	22,457	19.7%
小学校費	45,254	34.1%	38,716	31.4%	34,974	30.7%
中学校費	26,511	20.0%	23,613	19.1%	23,277	20.4%
高等学校費	27,530	20.7%	25,718	20.9%	20,686	18.2%
特殊学校費	8,634	6.5%	8,931	7.2%	7,922	7.0%
幼稚園費	-	-	-	-	-	-
社会教育費	2,490	1.9%	2,182	1.8%	2,115	1.9%
保健体育費	1,871	1.4%	1,095	0.9%	1,550	1.4%
大学費	671	0.5%	1,217	1.0%	836	0.7%
合計	132,683	100.0%	123,316	100.0%	113,821	100.0%

出所 総務省「平成24年度都道府県決算状況調」

ウ．学校規模の分析

小学校費・中学校費・高等学校費の金額は、学校規模（1校当たりの児童生徒数）に依存すると考えられる。すなわち、小規模校の統合が進んでいるところでは、児童生徒数に比べて学校数が少なく、配置される教職員数も少なくなることから、費用も少なくなる。そこで、学校規模を他県比較したものが下の表である。

小学校は、石川県に次いで1校当たり児童数が多いのに対して、中学校は、和歌山県に次いで1校当たり生徒数が少ない。小学校・中学校の統合は市町村が実施するこ

とではあるが、宮崎県は小学校の集約化が比較的進んでいるのに対して、中学校の集約化が進んでいないと考えられる。

これに対して、県立高校の1校当たり生徒数は、6県の中で宮崎県が最も多くなっている。これは、ここ数年の間に小規模化した学校の統廃合を進めてきた結果であると考えられる。特に小林・日南の2地区において、商業高校・工業高校・農業高校を統合して一つの総合的専門高校を開校したことが、上記の結果に大きく表れていると考えられる。

【1校当たり児童生徒数・教員数の他県比較(平成24年度)】 (単位:校、人)

	山形県	石川県	和歌山県	愛媛県	大分県	宮崎県
公立小学校数	308	229	275	332	307	251
児童数	60,460	63,360	50,988	73,951	61,219	62,308
教員数	4,414	4,202	3,818	5,279	4,518	4,136
1校当たり児童数	196.3	276.7	185.4	222.7	199.4	248.2
1校当たり教員数	14.3	18.3	13.9	15.9	14.7	16.5

	山形県	石川県	和歌山県	愛媛県	大分県	宮崎県
公立中学校数	112	97	130	136	137	137
生徒数	32,073	32,864	26,791	37,175	31,755	31,488
教員数	2,509	2,330	2,308	3,031	2,658	2,707
1校当たり生徒数	286.4	338.8	206.1	273.3	231.8	229.8
1校当たり教員数	22.4	24.0	17.8	22.3	19.4	19.8

	山形県	石川県	和歌山県	愛媛県	大分県	宮崎県
県立高校数	48	43	41	54	49	39
生徒数	23,992	24,496	24,647	28,299	25,074	24,020
教員数	2,051	2,060	2,032	2,349	2,114	1,986
1校当たり生徒数	499.8	569.7	601.1	524.1	511.7	615.9
1校当たり教員数	42.7	47.9	49.6	43.5	43.1	50.9

出所 学校基本調査(平成24年5月1日現在)に基づき監査人が作成

【宮崎県立高校の統合】

平成18年	延岡東高校、延岡西高校が閉校し、延岡星雲高校へ
平成22年	小林工業高校、小林商業高校が閉校し、小林秀峰高校へ
平成23年	日南工業高校、日南振徳商業高校、日南農林高校が閉校し、日南振徳高校へ
平成25年	高原高校が閉校し、小林秀峰高校へ

エ．総括

教育費の多くは学校教育に携わる教職員の人件費である。一方、財産の状況をみると、学校施設は県全体の建物面積のうち3割を占めており、県全体の施設の維持管理費を効率化する上で、学校施設は重要な位置を占める。多くの教職員と多くの施設を必要とすることが教育費の特徴であり、その効率性を高めるためには、学校規模の適正化が不可欠である。この点において、宮崎県は、少子化が進行するのに合わせて県立高校の統合を進めてきた結果、教育費に関しては他県に比べて財政支出の効率性は高い状況にあると考えられる。

(3) 育英資金貸与事業

ア．育英資金制度の概要

育英資金貸与事業は、将来有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対して、育英資金を貸与するものである。この事業は昭和26年度から実施されているものであるが、平成17年度以降の高等学校等の入学者に対する貸付から、国の「特殊法人等整理合理化計画」の一環として、旧日本育英会が実施していた高校奨学金事業が平成17年度に都道府県に移管され、既存の事業と統合されている。このため、平成17年度以降は貸付額が大幅に増加している。

事業が移管されてから一定の期間が経過すると、奨学生からの返還金が発生し、これが新たな貸付の原資となって資金が循環していくが、それまでの期間の貸付原資が不十分だと、自治体によっては従前の貸付基準を維持することが困難になると予想される。そこで、文部科学省は都道府県に対して、高等学校等奨学金事業交付金（総額約2,000億円）を10～15年間に亘って交付することとした。このうち、宮崎県に対しては約72億円が交付されている。

イ．育英資金の状況

下表は、育英資金貸付金残高の増減推移を表したものである。当年度増加額は、当該年度に貸付した金額を表しており、当年度減少額は、当該年度に返還期限が到来した金額を表している。当年度の貸付額が返還期限到来額に比べて大きく、貸付金残高が年々増加している。これは、従来から実施していた育英資金事業に比べて、旧日本育英会から移管された事業の規模が大きく、平成17年度以降に貸し付けた育英資金の返還がまだ本格化していないためである。収入と支出のバランスで見ると支出超過の状況が続いており、今後もしばらく続くと思われるが、この超過分の主たる財源となっているものが、上述の高等学校等奨学金事業交付金である。

【育英資金貸付金残高の増減推移】

(単位：千円)

	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高
H17	1,482,707	674,626	172,005	1,985,328
H18	1,985,328	1,006,188	194,130	2,797,386
H19	2,797,386	1,357,182	214,212	3,940,356
H20	3,940,356	1,408,130	282,167	5,066,319
H21	5,066,319	1,448,221	366,958	6,147,582
H22	6,147,582	1,413,224	471,908	7,088,898
H23	7,088,898	1,385,483	583,402	7,890,979
H24	7,890,979	1,369,132	681,090	8,579,021
H25	8,579,021	1,308,226	765,157	9,122,090

出所 各年度の「財産に関する調書」より抜粋

ただし、上表の当年度減少額は返還期限が到来した金額であり、実際の返還額とは乖離がある。所管課より入手した資料によれば、平成25年度の育英資金貸付金残高の増減明細は、以下のようにになっている。

【平成25年度 育英資金貸付金増減明細】

(単位：千円)

前年度末残高	貸付額	返還額	不能欠損等	当年度末残高
A	B	C	D	A+B-C-D
9,008,283	1,308,226	712,674	1,707	9,602,128

出所 財務福利課作成資料

【財産に関する調書との比較】

(単位：千円)

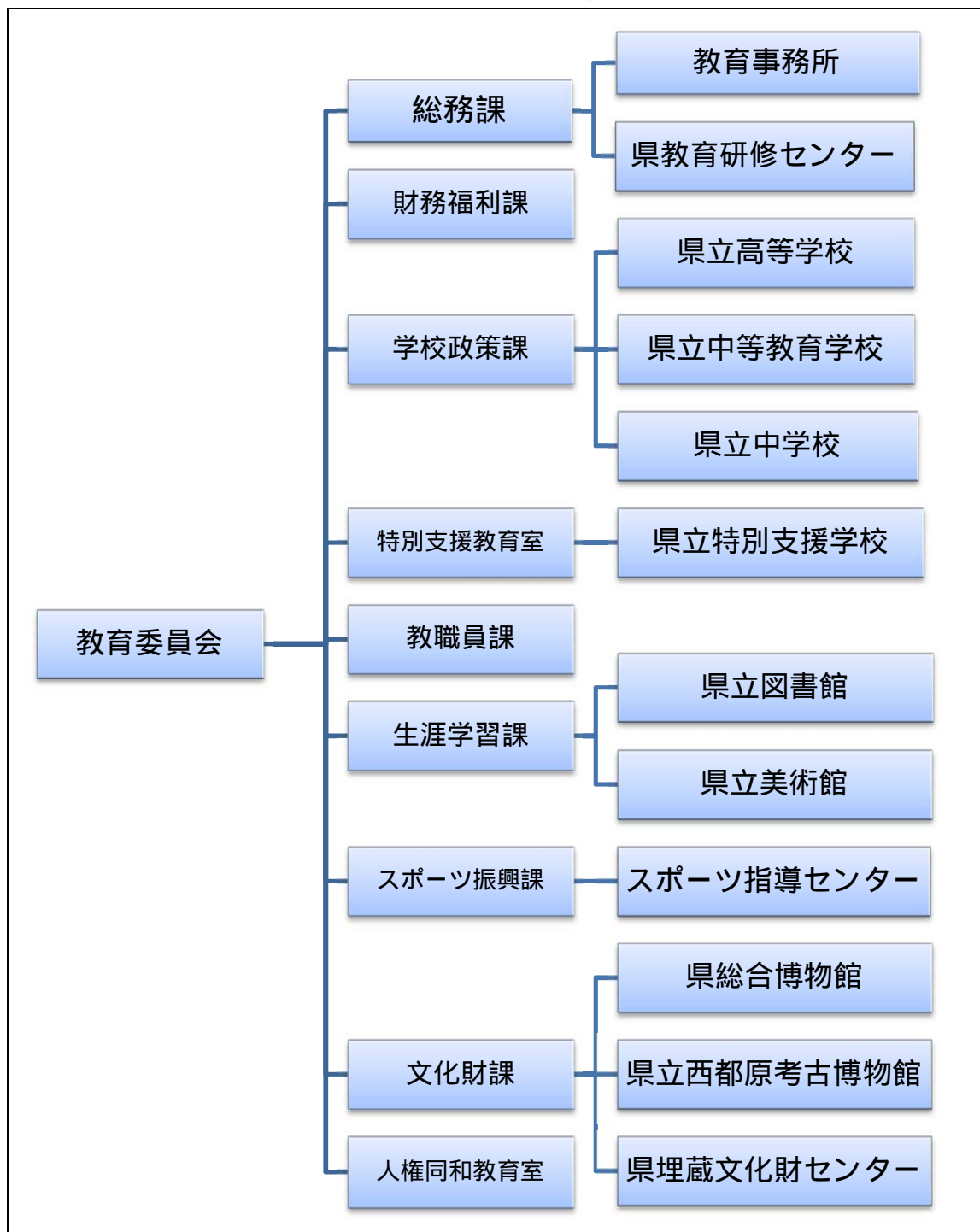
	財産に関する調書	所管課作成資料	差異
前年度末残高	8,579,021	9,008,283	429,262
当年度増加額	1,308,226	1,308,226	-
当年度減少額	765,157	714,381	50,776
当年度末残高	9,122,090	9,602,128	480,038

両者の差異は、返還額の把握方法に起因する。財産に関する調書では、要返還額をもって当年度減少額を計上しているが、所管課作成資料では実際に返還された金額を計上している。滞納額が年々増加していることから、両者の乖離も年々大きくなっている。

4. 宮崎県教育委員会の状況

(1) 組織構成

宮崎県教育委員会の組織は下図のとおりである。



(2) 業務分掌

宮崎県教育委員会の各課の業務分掌は以下のとおりである。

<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文書事務に関すること ・公印取扱いに関すること ・教育委員会に関すること ・栄典事務に関すること ・事務局職員及び学校以外の教育機関の職員(以下「事務局職員等」という。)の任免、給与その他の人事に関すること ・事務局職員等の研修に関すること ・学校以外の教育機関の設置、廃止、名称変更等に関すること ・事務局及び学校以外の教育機関の組織に関すること ・事務局職員等の職員団体に関すること ・予算に関する事務の総括に関すること ・県議会との連絡調整に関すること ・教育事務所及び教育研修センターに関すること ・教育行政に関する総合企画及び総合調整に関すること ・法規事務に関すること ・教育に関する公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に関すること ・市町村教育委員会に関すること ・教育に関する調査、広報及び広聴に関すること ・教育行政相談に関すること ・庁内各課(室)の事務の連絡調整に関すること ・他課(室)の所管に属さない事務に関すること
<p>財務福利課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の施設及び設備の整備に関すること ・市町村立学校の施設整備計画の助言及び指導に関すること ・教育財産等に関する事務の総合調整に関すること ・県立学校の維持管理に関すること ・公立学校の施設、設備等の国庫負担又は国庫補助に関すること ・生徒寮に関すること ・県立学校の授業料に関すること ・育英事業その他就学奨励に関すること ・宮崎海洋高等学校の実習船に関すること ・県立学校の実習事業特別会計に関すること ・職員の福利厚生及び健康管理に関すること ・教職員住宅に関すること ・恩給及び年金に関すること ・公立学校共済組合に関すること

<p>学 校 政 策 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校（特別支援学校を除く）の設置、廃止、名称変更等に関する事 ・高等学校の課程、通学区域及び生徒定員に関する事 ・学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び職業指導に関する事 ・児童、生徒及び幼児の就学、入学、転退学等に関する事 ・教育職員の研修に関する事 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事 ・児童、生徒の文化及びユネスコ活動に関する事 ・高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験に関する事 ・教育研究団体に関する事 ・産業教育審議会に関する事 ・教科用図書選定審議会に関する事 ・いじめ問題対策委員会に関する事 ・前各号に掲げるもののほか、学校政策に係る他課（室）の主管に属さない事務に関する事
<p>特 別 支 援 教 育 室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する事 ・特別支援学校の設置、廃止、名称変更等に関する事
<p>教 職 員 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の職員の任免その他の人事に関する事 ・学校の職員の給与に関する事 ・退職手当及び公務災害補償に関する事 ・教育職員の免許に関する事 ・市町村立学校の学級編制に関する事 ・学校の職員の職員団体に関する事 ・学校の事務職員の研修に関する事
<p>生 涯 学 習 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進に関する事 ・家庭教育、青少年教育、成人教育その他社会教育に関する事 ・視聴覚教育に関する事 ・著作権思想の普及に関する事 ・公民館に関する事 ・図書館、美術館及び少年自然の家に関する事 ・社会教育関係団体に関する事 ・社会教育委員に関する事 ・生涯学習審議会に関する事 ・前各号に掲げるもののほか、生涯学習に係る他課（室）の主管に属さない事務に関する事

<p style="text-align: center;">ス ポ ー ツ 振 興 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育に関すること ・社会体育及びレクリエーションに関すること ・スポーツの普及及び振興に関すること ・児童及び生徒の保健に関すること ・学校の環境衛生に関すること ・学校給食に関すること ・体育館、ライフル射撃競技場、総合運動公園有料公園施設、宮崎港マリーナ施設（艇庫、ディングーヤード及びディングー船揚場に限る。）及びスポーツ指導センターに関すること ・保健体育関係団体に関すること ・スポーツ推進審議会に関すること ・独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること
<p style="text-align: center;">文 化 財 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財に関すること ・埋蔵文化財に関すること ・総合博物館、西都原考古博物館及び埋蔵文化財センターに関すること ・文化財保護審議会に関すること ・銃砲刀剣類の登録に関すること ・前各号に掲げるもののほか、文化財行政に係る他課（室）の主管に属さない事務に関すること
<p style="text-align: center;">人 権 同 和 教 育 室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育及び同和教育に関する総合企画及び推進に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること

5 . 文化施設の状況

(1) 図書館・美術館・総合博物館の概要

宮崎県には、教育委員会所管の文化施設として、県立図書館、県立美術館、県総合博物館、県立西都原考古博物館の4施設がある。このうち、図書館・美術館・総合博物館の3施設は、宮崎神宮周辺にあって互いに近接しており、また、郷土の文化と歴史に関わりが深いことから、宮崎の魅力発見に資する見学コースを共同で設定するなど、施設間相互の連携も進んでいる。

総合博物館は、考古・歴史を柱とする博物館として、昭和26年4月に設立された宮崎県立博物館を前身としている。昭和46年3月に、考古・歴史・民俗部門に自然と美術部門を加え、県民文化ホールを併設した総合博物館として、現在の地に開館した。

昭和60年、宮崎大学跡地に総合文化公園を建設する基本構想が策定され、同公園内に図書館・美術館・芸術劇場を建設することになった。昭和63年5月に図書館が新築移転、平成5年11月に芸術劇場が、平成7年10月に美術館が新たに開館している。

総合博物館は、美術館の開館によって美術部門を移管するとともに、展示場室を増築して、平成10年5月にリニューアルオープンしている。

	図書館	美術館	総合博物館
開館	昭和63年5月	平成7年10月	平成10年5月
建物面積	9,729 m ²	10,333 m ²	8,314 m ²
総工費(開館時)	33億円	92億円	36億円
職員数(常勤)	25名	15名	16名
開館時間	9時～19時	10時～18時	9時～17時
休館日	月曜日	月曜日	火曜日

(2) 宮崎県立図書館

ア．事業の概要

図書館の事業は、館内利用事業 館外利用事業 その他の事業の3つに分類することができる。

館内利用事業は、図書館の資料を館内で閲覧・貸出するだけでなく、これに付随して様々な相談会等の支援サービスを行っている。例えば、児童図書室内に子育て支援に関する図書や雑誌を揃えたコーナーを設け、こども向けに絵本の読み聞かせを行うとともに、読み聞かせに参加した保護者を対象に個別相談会を行っている。ビジネス支援、健康相談等についても、関連する図書を揃えたコーナーを設けるとともに、県庁内の各部署・各団体と連携して、相談会を定期的開催している。

館外利用事業は、財政的に図書の充実が困難な遠隔地の市町村立図書館・学校図書館・公民館等の図書室などを移動図書館車で巡回し、直接配本・貸出を行ったり、市町村立図書館を通じて県立図書館の蔵書を貸し出したりしている。また、町村の子育て支援セ

ンターを訪問し、図書の貸出を行うとともに読み聞かせ会等を開催している。

その他の事業としては、小規模ではあるが、博物館・美術館と同様に所蔵資料の展示会や教養講座、郷土資料の収集・調査を行い、その成果を書籍として出版している。

イ．利用者の状況

下表は、県立図書館の入館者数及び個人貸出冊数の推移を示したものである。開館日によって入館者数・個人貸出冊数は変動があるが、開館日1日当たりで見ると、両者ともに減少傾向にある。

【宮崎県立図書館 利用者数及び個人貸出冊数の推移】

	開館日 (日)	総入館者数 (人)	1日当たり 入館者数 (人)	総貸出冊数 (冊)	1日当たり 貸出冊数 (冊)
平成 17 年度	295	591,670	2,006	400,859	1,359
平成 18 年度	296	565,902	1,912	379,767	1,283
平成 19 年度	295	544,765	1,847	359,154	1,217
平成 20 年度	301	564,151	1,874	377,470	1,254
平成 21 年度	301	566,626	1,882	371,591	1,235
平成 22 年度	270	491,686	1,821	318,266	1,179
平成 23 年度	302	533,907	1,768	367,537	1,217
平成 24 年度	289	506,521	1,753	326,835	1,131
平成 25 年度	300	515,391	1,718	328,847	1,096

出所 宮崎県立図書館要覧

貸出冊数は個人貸出冊数のみである。

下表は、宮崎県と人口・面積・標準財政規模が類似する県の県立図書館の状況を比較したものである。宮崎県立図書館の来館者数は、減少傾向にあるものの、他県の県立図書館に比べると多いことが分かる。しかし、蔵書冊数、レファレンス件数は少なく、利用者数が多い割には個人貸出冊数は多くない。また、専任職員数、図書館費が他県に比べると多くなっているが、これは県内市町村のへき地校、特別支援学校等を巡回している移動図書館の経費によるものと思われる。

【県立図書館の他県比較】

	山形県	石川県	和歌山県	愛媛県	大分県	宮崎県
専任職員数(人)	19	24	25	17	23	25
図書館費(千円)	89,217	95,145	162,362	66,348	257,866	182,063
資料費(千円)	24,020	28,483	54,389	30,798	46,503	43,054
開館日数(日)	285	324	285	288	316	300
蔵書冊数(冊)	645,811	791,061	928,579	650,442	1,129,108	651,492
来館者数(人)	195,095	243,859	437,837	224,432	538,358	515,391
レファレンス件数(件)	6,907	12,812	20,846	21,045	24,201	8,781
個人貸出冊数(冊)	187,007	148,760	561,331	164,413	906,691	328,847

出所 平成 25 年度都道府県立図書館の統計

図書館費及び資料費は平成 25 年度当初予算

ウ．決算の状況

下表は、図書館費<社会教育費<教育費の決算推移を表したものである。平成 24 年度は空調設備改修工事を行ったため金額が膨らんでいる。貸出業務の外部委託は行っておらず、非常勤職員・臨時職員で対応しているため、総合博物館や美術館に比べ、委託料が少なく、人件費(報酬・共済費・賃金)が多くなっている。

【図書館費の推移】

(単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	H25
報酬	21,270	21,297	21,164	20,892	20,850
共済費	3,738	3,886	3,983	3,523	3,891
賃金	10,258	9,350	9,392	6,622	8,012
報償費	480	680	519	524	777
旅費	2,019	2,149	2,244	2,405	2,053
需用費	68,360	61,030	73,847	67,525	65,849
役務費	7,252	7,816	7,786	7,742	7,492
委託料	45,820	45,421	54,293	43,293	44,663
使用料及び賃借料	14,448	13,083	12,762	13,518	13,737
工事請負費	9,282	9,137	-	90,289	-
備品購入費	6,602	7,792	7,223	5,438	5,314
負担金・補助及び交付金	257	257	252	252	252
公課費	88	-	67	6	55
合計	189,880	181,904	193,536	262,036	172,951

出所 各年度の決算に関する調書

(3) 宮崎県総合博物館

ア. 事業概要

総合博物館の主な事業には、展示事業 教育普及活動事業 資料収集・保存事業 調査研究の4つがある。

展示事業には、常設展示と特別展示の2つがある。常設展示には、自然史、歴史及び民俗の3分野があり、宮崎の自然や歴史等について、約8,000点の資料を使って紹介している。また、これら資料を理解するための補完的役割として、映像資料・音響資料・コンピュータを使った検索型の解説システムを導入している。特別展示は、年4回の特別展を開催し、県内を中心に国内外の自然・歴史・文化を紹介している。このほかに、国指定重要文化財2棟、県指定有形文化財2棟の民家を移築復元して屋外展示している民家園がある。

教育普及事業には、博物館の学芸員や外部講師による講演会・教育普及講座の開催、学校教育への協力などがある。教育普及講座は、年間30回程度開催されており、総合博物館内の研修室で行われる講義だけでなく、屋外での植物・動物・地質の観察等も行われている。

資料収集は、常設展示の3分野ごとに行われている。購入による収集は少なく、採集(植物標本・化石標本など)や寄贈(民具・昆虫標本・古地図など)によるものが多い。

調査研究は、自然、歴史、民俗について、フィールドワークを重視し、広域的な視野に立って調査研究を進め、その結果を調査報告書等にまとめ、展示等の情報発信や普及活動に生かしている。

イ. 利用者の状況

下表は、総合博物館の入場者数の推移を示したものである。総合博物館では、それまで有料だった常設展を平成17年度から無料にした。これによって、入場者数が大幅に増加している。常設展の入場者数は、特別展の企画内容によって大きく変動するところがあるが、無料化されてから10年近く経過した現在でも年間10万人以上の入場者数を安定的に確保している。

常設展の無料化後、安定して高水準の入場者数を維持しているのは、常設展の展示自体が魅力的で一般の個人利用も多いが、学校等の団体利用も多く、小学校の遠足、中学校・高校の総合的な学習の時間等で利用されていることによるところが大きい。総合博物館の学芸員は、ほとんどが教員経験者であり、博物館と学校の連携が進んでいると考えられる。

また、最近では、デイサービス・デイケアなど介護施設の団体利用が多く見られる。介護施設にとって、どのような天候でも対応可能な屋内施設の博物館は、利用者のレクリエーションの場として好都合である。また、博物館で収集・保管されている民具(昔の生活道具)を活用して、高齢者の方々が過去の懐かしい思い出を語り合ったり、誰かに話したりすることで脳が刺激され、精神状態を安定させる効果が期待されており、介護予防の現場でも注目されつつある。これは回想法という心理療法であり、認知症患者のリハビリテーションとして利用が拡大している。

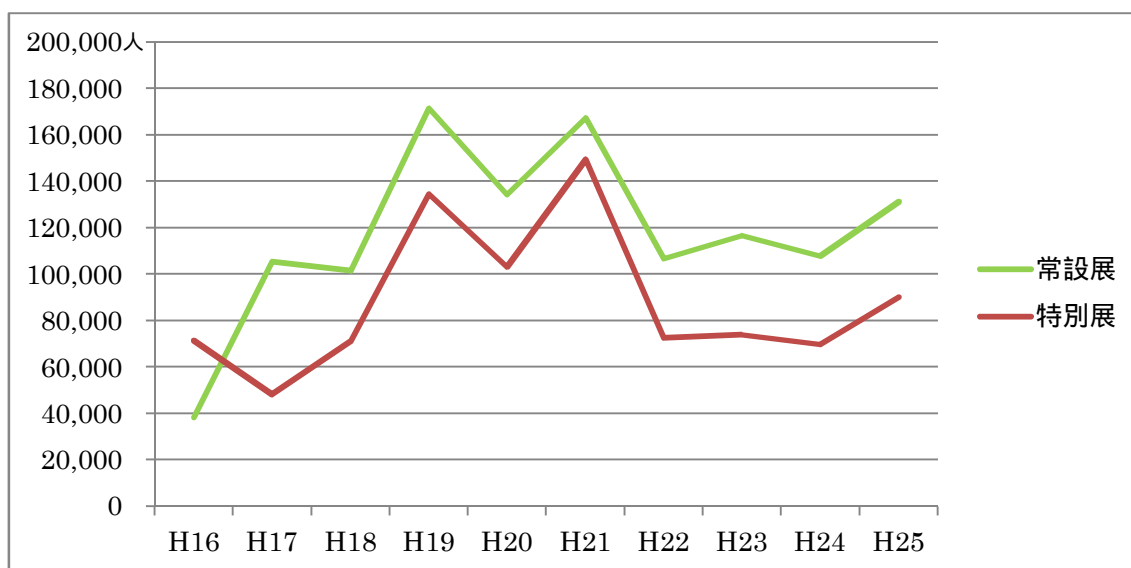
【宮崎県総合博物館 入場者数の推移】

(単位：人)

	常設展	特別展	民家園	合計
平成 16 年度	38,411	71,425	14,017	123,853
平成 17 年度	105,267	48,111	12,745	166,123
平成 18 年度	101,411	71,176	21,554	194,141
平成 19 年度	171,460	134,705	42,813	348,978
平成 20 年度	134,420	103,092	44,044	281,556
平成 21 年度	167,467	149,562	55,359	372,388
平成 22 年度	106,663	72,553	38,013	217,229
平成 23 年度	116,760	73,940	43,857	234,557
平成 24 年度	107,753	69,680	44,889	222,322
平成 25 年度	131,182	90,207	47,810	269,199

出所 宮崎県総合博物館年報（平成 25 年度）

【宮崎県総合博物館 常設展と特別展の入場者数の推移】



出所 宮崎県総合博物館年報（平成 25 年度）

ウ．決算の状況

下表は、総合博物館費＜社会教育費＜教育費の決算推移を表したものである。清掃・警備・冷暖房設備の保守など建物の維持管理に係る外部委託費用のほかに、展示物の製作・修繕費用、展示物の入れ替えに伴う作業費用、収蔵品の虫菌害防止のための燻蒸費用などが発生するため、委託料が多くなっている。

【総合博物館費の推移】

(単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	H25
報酬	25,033	24,441	24,746	25,086	25,077
共済費	4,766	6,046	5,344	5,400	5,612
賃金	15,377	21,156	16,608	15,582	14,824
報償費	1,696	1,050	1,164	984	1,168
旅費	7,776	7,331	5,794	5,395	4,865
需用費	59,563	59,842	59,513	59,109	58,619
役務費	13,136	12,629	9,913	8,110	8,558
委託料	159,232	151,688	163,406	141,104	127,836
使用料及び賃借料	8,204	17,172	18,474	18,813	18,984
工事請負費	3,423	-	7,703	-	-
備品購入費	2,332	2,249	2,119	1,865	1,752
負担金・補助及び交付金	404	154	4,154	4,154	5,154
公課費	26	15	22	13	19
合計	300,973	303,776	318,964	285,619	272,474

出所 各年度の決算に関する調書

(4) 宮崎県立美術館

ア. 事業の概要

美術館の主な事業には、展示事業 教育普及事業 資料収集・保存事業の3つがある。

展示事業には、常設展示と特別展示の2つがある。常設展示では、4つの展示室ごとにテーマを設け、年4回の展示替えを行うことで収蔵作品を広く紹介している。特に宮崎県出身の芸術家である瑛九の作品は、当美術館の収集の核であり、瑛九展示室を設けて紹介している。特別展示は年4回の大型展覧会を開催している。このうち1回は宮崎県美術展として開催しており、広く県民に作品発表の場と鑑賞の機会を提供している。

教育普及事業では、美術館内にあるアトリエやアートホールを使って、実技講座・講演会を開催し、県民の美術に関する技術の向上や創作意欲を喚起している。平成25年度は、旅する美術館として、県立美術館収蔵作品による展覧会を遠隔地の2市町で実施し、より多くの県民が気軽に本物の美術作品に触れる機会を設けている。

資料収集は、郷土出身作家及び宮崎県にゆかりのある作品等を中心に進めている。資料収集の財源として、平成元年度に美術品等取得基金を創設し、収集計画のもと美術品の系統的な収集を行っている。しかし、平成15年度以降は、厳しい財政状況を考慮して、当該基金の活用による作品の収集は中断されている。

イ．利用者の状況

下表は、県立美術館が開館してからの入場者数の推移を示したものである。総合博物館と同様に美術館においても平成 17 年度から常設展を無料化している。無料化直後は、特別展の入場者数が多かったこともあって、常設展の入場者も大きく増加したが、10 年近く経過した現在では、無料化前の水準近くにまで戻っている。

総合博物館と同様に、特別展の入場者数は企画の内容によって大きく変動し、常設展の入場者数に影響を与えている。しかし、最近は特別展の入場者数が大きく増加しているのに対して、常設展の入場者数は横ばいで推移しており、総合博物館ほどには常設展と特別展の入場者数の相関関係がみられない。

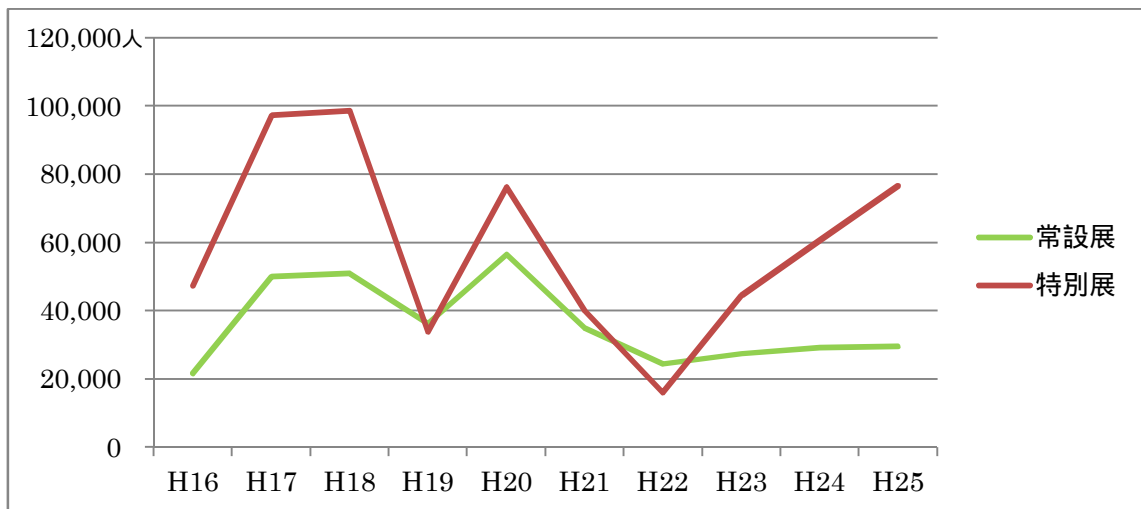
【宮崎県立美術館 入場者数の推移】

(単位：人)

	常 設 展	特 別 展	宮 崎 県 美 術 展	教 育 普 及 事 業 等	合 計
平成 7 年度	31,020	80,988	5,503	74,002	191,513
平成 8 年度	21,096	59,686	6,018	84,751	171,551
平成 9 年度	14,265	60,558	6,095	99,247	180,165
平成 10 年度	19,500	92,846	6,085	110,302	228,733
平成 11 年度	19,820	57,648	4,810	97,998	180,276
平成 12 年度	20,391	44,459	5,674	85,086	155,610
平成 13 年度	22,830	52,386	5,431	91,854	172,501
平成 14 年度	23,390	38,838	6,385	126,006	194,619
平成 15 年度	27,931	32,603	6,322	102,919	169,775
平成 16 年度	21,753	47,319	5,690	83,643	158,405
平成 17 年度	50,033	97,295	5,461	72,272	225,061
平成 18 年度	50,880	98,594	6,305	123,053	278,832
平成 19 年度	36,211	33,844	5,849	84,751	160,655
平成 20 年度	56,629	76,278	5,369	84,200	222,476
平成 21 年度	34,911	40,075	4,926	103,942	183,854
平成 22 年度	24,454	16,008	4,880	82,607	127,949
平成 23 年度	27,425	44,504	5,294	73,699	150,922
平成 24 年度	29,109	60,682	5,099	84,017	178,907
平成 25 年度	29,492	76,645	5,046	87,308	198,491

出所 宮崎県立美術館年報（平成 25 年度）

【宮崎県立美術館 常設展と特別展の入場者数の推移】



出所 宮崎県立美術館年報 (平成 25 年度)

ウ．決算の状況

下表は、美術館費＜社会教育費＜教育費の決算推移を表したものである。清掃・警備・冷暖房設備の保守など建物の維持管理に係る外部委託費用のほかに、展示物の入れ替えに伴う作業費用、収蔵品の虫害防止のための燻蒸費用などが発生するため、委託料が多くなっている。

【美術館費の推移】

(単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	H25
報酬	12,367	12,368	12,374	12,384	12,374
共済費	2,957	3,285	3,383	3,477	3,528
賃金	15,560	16,343	16,384	15,289	15,394
報償費	16,870	19,388	15,468	5,066	5,074
旅費	3,126	3,638	3,051	2,761	2,527
需用費	65,481	61,504	61,646	58,775	61,409
役務費	12,452	11,887	9,900	8,584	9,798
委託料	114,561	93,241	109,830	114,916	120,390
使用料及び賃借料	1,440	1,002	689	695	1,143
工事請負費	-	-	-	-	1,037
備品購入費	1,338	1,324	646	672	2,055
負担金・補助及び交付金	95	95	95	95	95
公課費	75	30	60	37	75
合計	246,327	224,108	233,531	222,756	234,905

出所 各年度の決算に関する調書

第3 監査の結果

1. はじめに

(1) 実施した監査の概要

ア. 概要把握

教育委員会で実施している事業の内容を理解するために、各課に対してヒアリングを実施した。特に学校は数が多く、施設の維持管理の点で県の財政に大きな影響を与えるとの考えから、以下の点に重点をおいてヒアリングを行った。

学校統廃合及び適正配置について

学校建替計画について

学校施設の一般開放について

イ. 育英資金貸与事業

宮崎県が実施している育英資金貸与事業（宮崎県育英資金）について、以下の手続を実施した。

宮崎県育英資金の制度概要を把握するために、所管部署に対してヒアリングを実施した。

育英資金の申請から審査、貸付までの一連の書類を閲覧し、貸付に係る事務手続が適切に実施されているかを確認した。

育英資金の貸付及び回収に関する資料（決算に関する調書、所管部署作成資料等）を閲覧し、育英資金の回収状況を把握した。

育英資金の回収状況が思わしくなかったため、回収率向上のために実施している施策についてヒアリングを行った。

ウ. 文化施設

総合博物館・美術館・図書館を訪問し、以下の手続を実施した。

施設の概要及び事業の概要を把握するために、ヒアリングを実施した。

各施設の運営に関する費用を把握するために、決算に関する調書を閲覧し、分析を行った。

収入調定、契約及び支出に係る事務手続が適切に実施されているかを確認した。

施設の視察及び備品台帳を閲覧し、保有・管理している備品の状況を確認した。

財産管理（備品管理）に係る事務手続が適切に実施されているかを確認した。

エ. 県立高校

特定の学科（普通科高校、専門高校、中等教育学校）及び特定の地域に偏重することのないように訪問する学校を選択し、以下の手続を実施した。

学校の概要を把握するために、学校要覧を閲覧するとともにヒアリングを行った。

徴収金のお知らせ（保護者への通知）を入手し、私費会計の状況を把握するとともに分析を行った。

PTA 総会資料及びその他の決算報告を閲覧し、私費会計の決算の状況を把握するとともに分析を行った。

学校徴収金等取扱マニュアルに準拠して、徴収金の徴収事務手続が適切に行われていることを確かめた。

私費会計の支出に関する一連の資料（支出調書、請求書等）を閲覧し、公費・私費の負担区分が適切か否かを確かめた。

備品台帳を閲覧し、保有・管理している備品の状況を確かめた。

（２）実施した監査の結果

監査の過程で発見した事項については、「第３ 監査の結果」において、表題に（指摘）または（意見）として記載している。また、全庁横断的な課題に対する意見については、「第４ 監査結果報告に添えて提出する意見」として記載している。

公費・私費の負担区分の適否については、その判断が非常に難しいものがある。公費で負担すべきものでも、必要最小限とされるものを超えて購入する場合は、公費負担とはならず、必要最小限とされる基準も具体的に定められているわけではない。最終的には、資金を提供した保護者の同意があれば、問題なしということになる。

この点については、保護者の代表である PTA 会長の決裁を受けて支出を行い、監事の監査を受けた決算書を PTA 総会で報告するなど、必要な事務手続は行われており、形式的には保護者の同意を得ていると解釈できる。しかし、PTA 総会で実際に報告されている決算の対象となるのは、徴収金として保護者から徴収したものの一部であり、資金を提供している保護者にとっては全体像を把握することが困難である。また、費目内訳が作成されていないため、決算書を見ただけでは用途を十分に把握することができない。このように保護者への情報提供が必ずしも十分ではなく、実質的に保護者から同意を得ていると言えるのか疑問である。

宮崎県自体の厳しい財政状況もあり、現状のままでは、資金の提供者である保護者の知らないところで私費負担が拡大することも懸念される。そこで、指摘事項とすべきか判断に迷うものについても、私費負担の実態を明らかにしておくことに一定の意義があると判断し、発見事項として記載している。これによって、公費・私費の負担区分について、現場では実際にどのように検討されているのかを示すことができると考えている。

2. 宮崎県育英資金について

(1) あるべき延滞利息の計上方法について

ア. 育英資金の制度概要

宮崎県育英資金には、「一般育英資金」と「へき地育英資金」の2種類あり、それぞれ高等学校等での貸与月額下表のとおりである。現在では、学校（国公立または私立）、通学方法（自宅または自宅外）の別に、3段階の金額が設定されている。

【一般育英資金】 (単位：円/月)				【へき地育英資金】 (単位：円/月)			
国公立		私立		国公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
18,000	23,000	30,000	35,000	27,000	38,000	34,000	45,000
14,000	18,000	23,000	27,000	21,000	29,000	26,000	34,000
9,000	12,000	15,000	18,000	14,000	19,000	17,000	23,000

育英資金を貸与する期間は、在学する学校の正規の修業年限の範囲内とされている。育英資金の返還は、卒業等によって貸与が終了してから6か月間の据置期間があり、その後、貸与を受けた期間の4倍の期間以内に、貸与金額のすべてを返還しなければならない。ただし、高等学校等を卒業後、進学するなどの理由がある場合は、返還を猶予することができる。

例えば、以下の条件で一般育英資金を借り入れたとする。

生徒属性：県立高校に自宅から通学 貸与月額：18,000円 貸与期間：平成18年4月～平成21年3月の3年間
--

この場合、育英資金の返還条件は以下ようになる。

貸与総額：18,000円 × 12か月 × 3年間 = 648,000円 返還期間：平成21年10月～平成33年9月（3年×4倍＝12年間） 返還金額：648,000円 ÷ 12年間 = 54,000円/年（4,500円/月）

イ．延滞利息

貸与される育英資金は原則的に無利息であるが、期限までに返還を行わなかったときは、年7.6%の延滞利息が発生する。育英資金の貸与及び返還は月単位で行われるが、返還期限は年度単位で設定される。上記で設定した設例の場合、育英資金の当初5年間の返還予定表は以下のようになる。

(単位：円)

	平成 21 年度 (H22/3 末)	平成 22 年度 (H23/3 末)	平成 23 年度 (H24/3 末)	平成 24 年度 (H25/3 末)	平成 25 年度 (H26/3 末)
要 返 還 額	27,000	54,000	54,000	54,000	54,000
貸 付 残 高	621,000	567,000	513,000	459,000	405,000

例えば、平成 21 年 10 月～平成 22 年 2 月までの 5 か月間の返還がゼロだったとしても、平成 22 年 3 月に 27,000 円を返還すれば、延滞利息は発生しない。反対に、平成 21 年 10 月～平成 22 年 2 月までの 5 か月間は、予定通りに毎月 4,500 円を返還していたとしても、平成 22 年 3 月の返還が翌年度以降になってしまうと、4,500 円について延滞利息が発生することになる。元金を当該年度内に返還しなかった場合、年 7.6%の延滞利息が加算され、滞納額に対して日割りで計算される。

ウ．現状の延滞利息の計上方法

上記の設例で、実際の返還が以下のように行われた場合を想定する。

平成 21 年 10 月～平成 23 年 3 月	毎月 4,500 円を返還
平成 23 年 4 月～	諸事情により返還が滞る

この場合、各年度の要返還額・貸付残高・滞納額は下表のようになる。

(単位：円)

		平成 21 年度 (H22/3 末)	平成 22 年度 (H23/3 末)	平成 23 年度 (H24/3 末)	平成 24 年度 (H25/3 末)	平成 25 年度 (H26/3 末)
元 本	要 返 還 額	27,000	54,000	54,000	108,000	162,000
	実 際 返 還 額	27,000	54,000	0	0	0
	貸 付 残 高	621,000	567,000	567,000	567,000	567,000
	う ち 滞 納 額	0	0	54,000	108,000	162,000
延 滞 利 息	要 返 還 額	0	0	0	0	0
	実 際 返 還 額	0	0	0	0	0
	残 高	0	0	0	0	0
	う ち 滞 納 額	0	0	0	0	0

平成 23 年度に滞納した 54,000 円については、平成 24 年 4 月 1 日より延滞利息が発生し、平成 25 年 3 月末時点における延滞利息は 4,104 円（ $54,000 \text{ 円} \times 7.6\% \times 365/365 = 4,104 \text{ 円}$ ）になる。これは回収すべき金額として、平成 24 年度末には債権として計上すべきものである。しかし、現状は、滞納がいつまで続くか分からないことから延滞期間が確定できないとして、延滞利息を債権として計上していない。

一方、上記の設例で実際の返還が以下のように行われた場合を想定する。

平成 21 年 10 月～平成 23 年 3 月	毎月 4,500 円を返還
平成 23 年 4 月～	諸事情により返還が滞る
平成 25 年 2 月 28 日	54,000 円を返還。これ以降の返還はなし。

この場合、各年度の要返還額・貸付残高・滞納額は下表のようになる。

(単位：円)

	平成 21 年度 (H22/3 末)	平成 22 年度 (H23/3 末)	平成 23 年度 (H24/3 末)	平成 24 年度 (H25/3 末)	平成 25 年度 (H26/3 末)
元 本	要返還額	27,000	54,000	54,000	108,000
	実際返還額	27,000	54,000	0	54,000
	貸付残高	621,000	567,000	567,000	513,000
	うち滞納額	0	0	54,000	54,000
延 滞 利 息	要返還額	0	0	0	3,755
	実際返還額	0	0	0	0
	残高	0	0	0	3,755
	うち滞納額	0	0	0	3,755

返還した 54,000 円は平成 23 年度滞納分に充当される。この 54,000 円については、延滞期間が確定したとして、延滞利息が計算される（ $54,000 \text{ 円} \times 7.6\% \times 334/365 = 3,755 \text{ 円}$ ）。この延滞利息は、回収があった平成 24 年度に回収すべき金額として予算計上されるとともに債権計上される。

現状では、元本の回収があった時点で延滞期間が確定したとして延滞利息を計上していることから、滞納額の回収が進むと延滞利息が増加するという現象が生じている。奨学生の立場からみれば、滞納金を払った後に延滞利息の金額を知らされることになり、回収活動の効率性の観点からも改善が望まれる。

エ．あるべき延滞利息の計上方法（意見）

延滞利息は、返還期限を過ぎてから時の経過とともに発生していくものである。したがって、延滞利息は、滞留債権が回収された時点ではなく、年度末を経過した時点で確定させて債権を計上すべきである。

上記の設例に照らして言えば、平成 23 年度に返還できなかったものについては、平成 24 年 4 月 1 日より延滞利息が発生していることから、平成 24 年度（平成 25 年 3 月末）には 4,104 円（= 54,000 円 × 7.6% × 365/365）を延滞利息として債権計上することが理論的である。この方法に基づいて債権計上を行うと、以下のようになる。

（単位：円）

		平成 21 年度 (H22/3 末)	平成 22 年度 (H23/3 末)	平成 23 年度 (H24/3 末)	平成 24 年度 (H25/3 末)	平成 25 年度 (H26/3 末)
元 本	要返還額	27,000	54,000	54,000	108,000	162,000
	実際返還額	27,000	54,000	0	0	0
	貸付残高	621,000	567,000	567,000	567,000	567,000
	うち滞納額	0	0	54,000	108,000	162,000
延滞利息	要返還額	0	0	0	4,104	12,312
	実際返還額	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	4,104	12,312
	うち滞納額	0	0	0	4,104	12,312
債権計上額		621,000	567,000	567,000	571,104	579,312

注：延滞利息は元本に対してのみ課され、延滞利息に対しては課されない。

また、平成 25 年 2 月 28 日に 54,000 円を返還した場合の債権計上額は以下のようになり、年度毎の延滞利息の金額が明確になる。

（単位：円）

		平成 21 年度 (H22/3 末)	平成 22 年度 (H23/3 末)	平成 23 年度 (H24/3 末)	平成 24 年度 (H25/3 末)	平成 25 年度 (H26/3 末)
元 本	要返還額	27,000	54,000	54,000	108,000	108,000
	実際返還額	27,000	54,000	0	54,000	0
	貸付残高	621,000	567,000	567,000	513,000	513,000
	うち滞納額	0	0	54,000	54,000	108,000
延滞利息	要返還額	0	0	0	3,755	7,859
	実際返還額	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	3,755	7,859
	うち滞納額	0	0	0	3,755	7,859
債権計上額		621,000	567,000	567,000	516,755	520,859

(2) 回収率の向上について

ア. 回収率の状況

平成 17 年度に旧日本育英会の高校奨学金事業が移管・統合されてからの育英資金の回収率の推移は下表のとおりである。調定額とは、当該年度に回収すべき債権の金額であり、予算として計上される収入額である。これに対して実際に回収された金額が返還額であり、調定額に対する割合を回収率として算定している。

調定額（要返還額）が平成 17 年度以降増加傾向にある中で、回収率は平成 20 年度以降年々低下する傾向にあり、平成 25 年度の回収率は 66.0%となっている。このまま回収率の低下が続くと、将来の貸付原資が枯渇し、貸付水準を現在よりも引き下げる、もしくは一般会計から貸付原資を補充することが必要になってくる。

【育英資金回収率の推移】

(単位：千円)

	調定額 (要返還額) A	返還額 B	滞納額 C=A-B	回収率 D=B/A
平成 17 年度	249,252	180,047	69,205	72.2%
平成 18 年度	260,909	196,313	64,596	75.2%
平成 19 年度	279,079	208,386	70,693	74.7%
平成 20 年度	352,683	268,197	84,486	76.0%
平成 21 年度	451,666	333,877	117,789	73.9%
平成 22 年度	587,879	406,073	181,806	69.1%
平成 23 年度	764,563	503,267	261,296	65.8%
平成 24 年度	939,504	623,501	316,003	66.4%
平成 25 年度	1,079,703	712,674	367,029	66.0%

出所 財務福利課作成資料

イ. 回収率向上のための施策

育英資金の回収率を向上させるために、県としても様々な施策を実施している。

例えば、返還方法については、納入通知書での納付忘れや納付遅れを防止すべく、平成 25 年度からは原則として口座振替によるものとしている。口座振替を希望しない場合や平成 24 年度分までの返還については、納入通知書を送付しているが、これについても平成 27 年 1 月からは従来の金融機関での支払いに加えて、コンビニエンスストアでの支払いを可能とし、24 時間納付できるようにしている。

また、回収業務については、電話による督促業務の外部委託と悪質な滞納者に対する法的措置を平成 25 年度から実施している。

さらに、貸与月額については、従来は学校・通学方法ごとに 1 つの金額しか設定されていなかったが、平成 25 年度からは 3 段階の金額が設定されている。国公立の学校に自宅から通学する生徒に対する貸与月額は 18,000 円と決まっていたが、現在は(1)

あるべき延滞利息の計上方法について「ア.育英資金の制度概要」の表にあるように、18,000円、14,000円、9,000円から選択できるようになっている。このように少ない金額での貸与が可能になったことで、生徒の将来返還負担も軽くなることから、滞納することも少なくなり、長期的には回収率も向上すると思われる。

ウ. 発生主義に基づく延滞利息の計上（意見）

上記「(1) あるべき延滞利息の計上方法について」で述べているように、延滞利息は滞留していた債権を回収して延滞期間が確定した時点で債権計上している。奨学生の立場からすると、滞留金を払った後に延滞利息の金額を知らされることになる。早期回収のためには、延滞利息の状況を適時に知らせることが望ましい。延滞利息は日々発生するため、これを常に更新するのは難しいと思うが、少なくとも年度末には延滞利息を発生主義で把握することが望ましい。

エ. 早期返還に対する割引制度の導入（意見）

育英資金を順調に返還している奨学生の中には、資金的に余裕があり、期限到来前の返還が可能な者もいると思われる。しかし、育英資金は無利息であるため、期限到来前に返還しても利息を節約することがなく、現状のままでは奨学生に対して早期返還のインセンティブが働かない。そこで、期限到来前に返還した場合には返還額を割引く早期返還割引制度の導入を提案したい。

育英資金の返還は最長12年間と長期間に亘るため、経済的に余裕がある時にまとめて返還してもらえれば、回収の確実性が高まる。また、返還期限前に一括して返還されることで、以後の回収事務コストも節約できることから、早期返還に対する割引は合理的であると考えられる。

オ. 返還特別免除制度の導入（意見）

貸与された育英資金は返還してもらうことが原則であるが、一定の条件を満たした場合には貸与額の一部または全額の返還を免除するという返還特別免除制度の導入を提案したい。

県立高校の福祉科は、ここ数年定員割れが続いている。平成26年5月1日現在の福祉科の学年別生徒数は下表のとおりである。各学校、各学年ともに定員40名であるが、定員数と在籍生徒数の乖離が目立つ。校長の話によれば、介護職は仕事がハードな割には給与等の待遇が良くないというイメージが受験生の間に広がり、志願者数が低迷しているとのことである。

【福祉科 生徒数】 (単位：人)

	1年生	2年生	3年生
日南振徳	26	39	34
小林秀峰	31	30	38
妻	39	40	34

出所 学校基本調査（平成 26 年 5 月 1 日）

介護に関する知識と技術を身に付けた若い人は、少子高齢化が進む宮崎県（7 ページ参照）にとっては貴重な人材である。また、医療・介護職は地方にも働く場所があるという特徴がある。県庁所在地への人口集中が進む宮崎県（8 ページ参照）にとって、過疎地域の活性化・若者の地元流出防止は重要なテーマであると思われるが、若い介護士の育成と確保は、この点においても有効に機能する施策であると考えられる。

介護士の育成、過疎地域の活性化に対しては、宮崎県としてもすでに様々な施策を行っていると思うが、「宮崎県内の介護事業所で一定期間勤務した場合には、育英資金の返還を免除する」という特別返還免除制度もこの目的に資するものと思われる。返還を免除することによって将来の育英資金の原資は減少するが、これら施策の有効性が高まるのであれば、県全体でみた場合の財政効率が高まると考えられる。

返還特別免除制度の一例として介護職を取り上げたが、ほかにも有意義な返還特別免除制度はあると思われる。この制度を考えるにあたっては、「宮崎県が実施している施策の有効性を高めるためには」という視点が必要であり、教育委員会の中だけでなく、県庁横断的に検討する必要がある。

カ．会計事務の効率化について（意見）

早期返還割引制度、返還特別免除制度を導入すると、育英資金に係る会計事務が煩雑化する。これらの制度は、将来の奨学生などの県民に直接利益をもたらすものであるから、たとえ会計事務が煩雑化するとしても実施すべきものと考えられるが、一方で住民に直接利益をもたらすことのないものについては、できるだけ効率化を進めたいところである。

監査の過程で育英資金の返還状況を調べていたところ、下記の事実が判明した。

平成 25 年度育英資金特別会計に計上されている貸付金返還収入：658,715,660 円
所管課から提出された資料による平成 25 年度の貸付金返還収入：712,675,069 円
両者の差異：53,959,409 円

育英資金の貸付支出及び返還収入は従来一般会計で計上していたが、事業の円滑な運営と経理の適正化を図るため、平成 24 年度より特別会計を開設している。当該年度の要返還額について、平成 23 年度までは一般会計で収入調定（予算計上）を行っていたが、平成 24 年度以降は特別会計で行っている。このため、平成 23 年度以前に調定を行った分の返還収入は一般会計に、平成 24 年度以降に調定を行った分の返還収入は特別会計に、それぞれ計上されている。上記の差異（平成 25 年度育英資金特別会計に計上されている貸付金返還収入と所管課から提出された資料による平成 25 年度の貸付金返還収入の差異）53,959,409 円は、一般会計に計上されている返還収入である。平成 25 年度の返還額の内訳を示すと下表のようになる。

(単位：円)

現 年 度	一 般 会 計	0
	特 別 会 計	616,720,682
	計	616,720,682
過 年 度	一 般 会 計	53,959,409
	特 別 会 計	41,994,978
	計	95,954,387
合 計		712,675,069

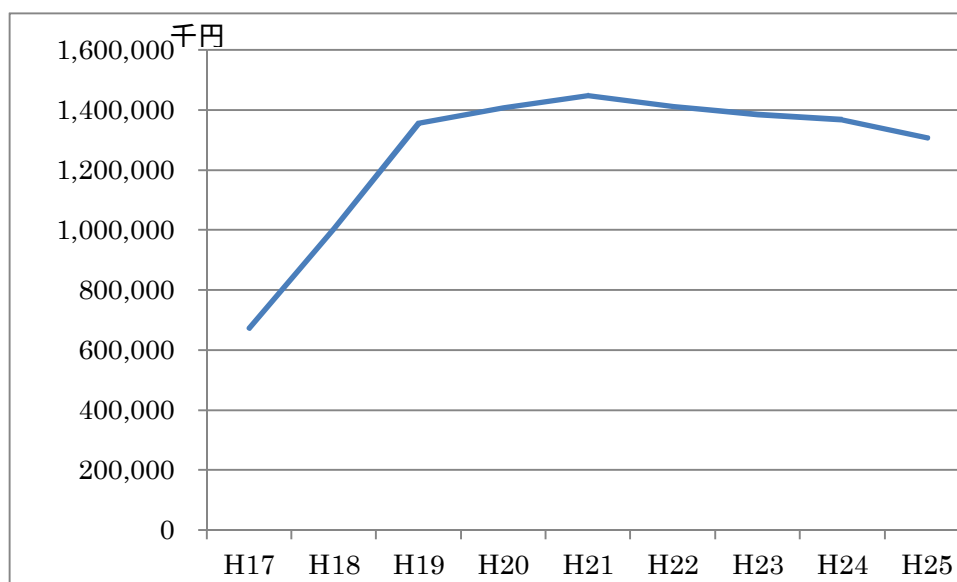
このように返還収入が一般会計と特別会計に分離して計上されているのは、育英資金の実態を把握することが困難であり、経理の適正化を図るために特別会計を設置した意味がなくなってしまう。また、実際の返還金について、一般会計と特別会計のどちらで計上するものかを区分して管理する必要があり、会計事務が煩雑になる。会計事務の簡素化及び経理の適正化のためにも、育英資金に係る収支はすべて特別会計に計上することが望ましい。

3. 公費・私費の負担区分について

(1) 問題の所在

学校教育法第5条によれば、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」とあり、県立高校の経費は県が負担することが原則である。しかし、教材費・修学旅行費・給食費など、学校教育に必要な経費の中には保護者が負担しているものも多い。公費と私費の負担区分については、法令・指針などで規定されているが、曖昧な部分も多く、本来公費で負担すべき経費を私費により負担しているところもあるのではないかと危惧される。(公費と私費の定義については後述する。)

【宮崎県育英資金の当年度貸付額の推移】



出所 財産に関する調査「宮崎県育英資金貸付金」

上のグラフは、旧日本育英会の高校奨学金事業が移管・統合された平成17年度からの宮崎県育英資金の当年度貸付額の推移を示したものである。平成22年度からは高校授業料は無償化されている。にもかかわらず、育英資金の当年度貸付額は、生徒数の減少に応じたわずかな減少は確認できるものの、大きな変動が見られない。これには県内の経済・雇用状況の悪化に伴う保護者の所得水準の低下などの様々な要因が考えられるが、授業料以外の保護者負担が大きいことも要因の一つではないかと思われる。そこで、県立高校の私費会計の実態を調査し、公費と私費の負担区分について検討することにした。

(2) 公費・私費の定義

公費とは、議会の議決を経て成立した予算のことである。教職員の人件費は当然公費で賄われるが、学校の運営に必要な費用（学校で支出される費用）は一般運営費として各学校に配分されている。

私費とは、学校教育に必要な経費で保護者が負担するものである。私費を分類すると下表のようになる。広義では、制服・体操服・バッグ等の学校指定物品も含まれるが、一般的には学校で金銭を徴収する学校徴収金と団体徴収金を合わせたものをいう。また、下表の学校徴収金も団体徴収金も、保護者から一括して徴収していることから、両者合わせて学校徴収金と呼ぶことも多い。

本報告書において、私費は下表の学校徴収金と団体徴収金の2つに限定し、学校指定物品は検討の対象外とする。

	内 容	具 体 例
学 校 徴 収 金	本来個人負担すべき経費を事務上の利便性から学校が一括して金銭を徴収し管理するもの。	教材費、実習費、修学旅行費、模擬試験・検定料、給食費
団 体 徴 収 金	会計を取扱う当該団体から学校が事務の委託を受けて金銭を徴収し管理するもの。	PTA 会計、学校振興会会計、同窓会会計、周年記念事業会計
学 校 指 定 物 品	学校で金銭を徴収しないが、その物品の仕様、メーカー、購入先の業者等を学校が指定するもの。	制服、体操服、シューズ、作業服、バッグ、各種教材

(3) 公費・私費負担区分の考え方

ア．公費負担の原則

学校教育法第5条では「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」とあり、学校経費に関する設置者負担の原則を定めている。これに関連して、地方財政法及び地方財政法施行令では、以下のように定めている。

< 地方財政法 4 条の 5 >

国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

< 地方財政法 27 条の 3 >

都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

< 地方財政法施行令 52 条 >

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費) 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 市町村の職員の給与に要する経費
- 二 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

イ. 私費負担の根拠

宮崎県では、県立高等学校管理運営規則 102 条で、学校納入金の取扱いについて以下のように定めている。

< 県立高等学校管理運営規則 102 条 >

校長は、教育上必要と認める場合は、学校納入金を設定することができる。ただし、保護者の経費負担の軽減に努めなければならない。

校長は、学校納入金の取扱いについては、公金に準じた処理を行い、保護者に会計報告を行わなければならない。

私費負担の根拠として、「受益者負担」「生徒還元」の考えがある。しかし、生徒個人に還元されない教育というものは考えにくく、「受益者負担」「生徒還元」を拡大解釈すれば、すべての教育経費は私費負担となってしまう。したがって、単純にこの考え方で私費負担を正当化するのは問題がある。これについて、都道府県教育長協議会「学校教育にかかる公費負担の適正化について」(昭和 49 年 6 月)では、以下のように定めている。

一 直接教育活動費

(公費負担とすべき経費)

学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費
その他管理、指導のために要する経費

(私費負担とすべき経費)

児童・生徒個人の所有物にかかる経費で、第一に学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの、第二に学級、学年特定の集団の全員が個人用の教材・教具として使用するもの(教科書以外の個人用図書、ノート、文房具、補助教材学習用具等)

教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費（学習教材、校外施設学習の食費、遠足修学旅行費等）

二 間接教育活動費

間接教育活動費は原則として公費負担とすべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の取扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。

学校が構成単位となっている研究団体については、その負担金・分担金（学校割となる分）は公費負担を原則とする。

特定の個人で構成される研究団体については、その負担金・分担金（個人割となる分）は個人負担を原則とする（公費による援助は事業費に対する補助とする）。

その他の研究団体等については、その性格を検討の上、の原則に照らして負担区分を判断するものとする。

また、上記の考え方に加え、文部科学省が「学校の管理経費（職員の人件費は除く）については、割り当てて強制的に徴収するのではなく、PTA等学校関係団体等が真に任意に経費の支援を行うことは禁止されていない」（文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課「PTA等学校関係団体を実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての点検・調査結果について」より）としていることから、学校関係団体等が経費の支援を行っている場合の意思決定過程の妥当性についても留意が必要となってくる。

(4) 私費の集計

ア. 私費の範囲

私費は、学校徴収金及び団体徴収金（以下「徴収金」という。）として保護者の銀行口座から毎月引き落とされる。これに先立って、年度の初めには、納入月・使途・金額を記載した「徴収金のお知らせ」が保護者に配布される。この年度初めに配布される「徴収金のお知らせ」に記載されたものを私費として集計した。

修学旅行費については集計から除外している。多くの学校では、上記の徴収金とは別に徴収しているが、積立金方式で上記徴収金に含めているところは、他校との比較からこれを除外している。

学校によっては、毎月口座引き落としによって徴収されるもののほかに、必要に応じてその都度徴収しているものもあるが、学級単位で実施されるもの、または希望者のみに対して実施されるものが多く、金額的重要性に乏しいものとして集計から除外している。また、学校によっては、副教材費、実習費などを入学時または年度初めに一括して徴収し、毎月口座から引き落とす「徴収金」とは区別しているところもあるが、他校との比較可能性を考慮して、これらを私費の範囲に含めて集計している。

【徴収金のお知らせの一例】

内 訳	年 額	4 月	5 月	...
P T A 会 費	2,400	300	300	...
教 育 後 援 会 費	10,800	900	900	...
生 徒 派 遣 費	12,000	1,000	1,000	...
体 育 後 援 会 費	1,200	100	100	...
生 徒 会 費	4,800	400	400	...
空 調 費	3,000	250	250	...
同 窓 会 準 備 金 積 立	3,000	250	250	...
副 教 材 費 等	65,000	7,500	7,000	...
合 計	102,200	10,700	10,200	...
口 座 振 替 日		21 日 (月)	12 日 (月)	...

この内訳に記載されたものを私費として集計している。

イ．私費の集計方法

徴収金は、PTA 会費、教育後援会費、生徒会費、副教材費、実習費など様々な項目を一括して徴収しているが、会計はそれぞれ別になっている。このため、私費を集計するには、各会計の支出を合算する必要がある。しかし、会計によっては収支計算書が作成されていないものもあることから、以下のように集計している。

- PTA 会費、教育後援会費などは PTA 総会で収支報告がなされている。これらの会計については、PTA 総会資料を入手し、収支計算書に記載されている支出総額をそのまま記載している。
- 副教材費、高体連・高文連負担金などは、収入と支出がほとんど同額であることから、収支計算書を作成していない学校が多い。また、生徒会費などは、収支計算書は作成されているが、PTA 総会での報告対象外としている学校が多い。PTA 総会での報告対象外となっているこれら費用については、生徒 1 人当たりの徴収額に生徒数を掛けて算出した収入額を支出額とみなして記載している。

ウ．会計と費目

私費の状況を明らかにするために、ここでは会計と費目の概念について解説する。会計単位についても、その構成要素である費目についても、費という名称が使用されるため、私費の状況を理解するには両者を明確に区別することが重要である。会計と費目の概念を説明すると、下表のようになる。

会 計	徴収金を徴収する目的であり、「徴収金のお知らせの一例」の内訳として記載されているもの。決算時には、原則としてこの単位で収支計算書が作成されるが、収入と支出がほとんど同額であるものは、収支計算書が作成されないこともある。
費 目	徴収金の使途であり、収支計算書における支出の部の科目として記載されるもの。

例えば、PTA 会費とは、徴収金を徴収する目的であり、「徴収金のお知らせ」に記載される項目であることから、会計の単位であり、決算時には収支計算書が作成される。PTA 会費として徴収したものの使途を示す人件費・慶弔費・事業費等は費目であり、PTA 会費の収支計算書における支出の部の科目として記載される。

生徒派遣費は、会計単位として収支計算書が作成される場合もあるが、教育後援会費として徴収され、その中の一費目として計上される場合もある。実力養成費、進路指導費なども、会計単位として収支計算書を作成している学校もあれば、ある会計単位の中の一費目として取り扱っている学校もある。

【PTA 総会で報告される収支計算書の一例】

平成25年度PTA会費決算書				
収入の部		(単位：円)		
科目	予算額	収入額	過不足	備考
繰越金	2,438,656	2,438,656	0	
会費	5,716,500	5,959,100	242,600	
諸収入	1,000	10,752	9,752	
合計	8,156,156	8,408,508	252,352	
支出の部		(単位：円)		
科目	予算額	支出額	予算残額	備考
運営費	3,192,000	2,502,073	689,927	
(人件費)	(1,050,000)	(1,049,581)	(419)	
(負担金)	(850,000)	(799,285)	(50,715)	
(慶弔費)	(250,000)	(146,462)	(103,538)	
(記念品費)	(580,000)	(425,000)	(155,000)	
(需用費)	(462,000)	(81,745)	(380,255)	
学校行事費	338,000	264,930	73,070	
会員研修費	3,000,000	2,076,327	923,673	
事業費	1,100,000	628,080	471,920	
雑費	339,000	108,120	230,880	
予備費	178,000	175,696	2,304	
合計	8,147,000	5,755,226	2,391,774	
収入総額	支出総額	差引残額		
8,408,508	- 5,755,226	=	2,653,282	・・・次年度繰越

エ．私費の内容

会計と費目の取扱については学校によって様々であり、「徴収金のお知らせ」に記載される項目や収支計算書の作成状況もバラツキがあるが、徴収金の用途は概ね共通している。ここでは、各学校に共通して見られる私費について、会計単位ごとに解説する。

(7) PTA 会費

PTA は学校を単位として組織化され、保護者と教職員によって構成されるが、学校とは別個の自主的な団体である。この団体としての活動に直接要する経費が PTA 会費から支出されている。主な費目とその内容は以下のとおりである。

職員人件費	会計事務など日常的に発生する業務については、専属のパート職員を雇用して委託していることが多い。
負担金	上部団体に対する上納金。学校単位で組織化された PTA の上部団体として、全国・九州地区・宮崎県の各高等学校 PTA 連合会がある。
事業費	PTA 会報の発行経費、各専門委員会の活動費など
研修費	PTA 主催の講演会、上部団体が主催する大会への参加費用など

(1) 教育後援会費

PTA が保護者と教員がともに関わる活動を行うものであるのに対し、教育後援会は生徒が直接関わる教育活動の支援を行うものとされている。よって、PTA 会費は保護者と教職員から徴収しているが、教育後援会費は教職員からは徴収していない。主な費目とその内容は以下のとおりである。

環境整備費	校内の樹木剪定料、花壇に植える苗木、学期末に行う大掃除の時に使用する洗剤・ワックス等の購入。
学校行事費	入学式・卒業式の花代、ピアノ伴奏者への手当（非常勤講師に依頼した場合）など、学校行事を華やかに演出するもの。
図書費	図書館に配置される生徒用図書、雑誌等の購入。
生徒指導費	カウンセラーへの謝金、家庭訪問に係る旅費など。
進路指導費	大学入試過去問題集（赤本）などの進路指導用図書。大学進学に力を入れている高校では毎年新しいものを取り揃えている。就職する生徒が多い専門高校においては、就職先開拓のための企業訪問旅費などが計上されている。
部活動後援費	部活動での遠征旅費。部活動で使用する消耗品等に充てる経費は生徒会費から各部に支給されていることが多く、教育後援会費から支出されているのは、高校総体など公式戦に出場する時の旅費である。練習試合等で必要な旅費は、部費から支出される。
課外授業等手当	詳細は下記参照
空調費	詳細は下記参照

(ウ) 生徒会費

生徒会活動に要する費用として徴収されるものであるが、その大半は部活動費として各部に配分されており、用具の購入などに充てられている。そのほかに、文化祭・体育祭等で使用する消耗品、生徒会で発行する新聞の制作費などがある。

(I) 同窓会費

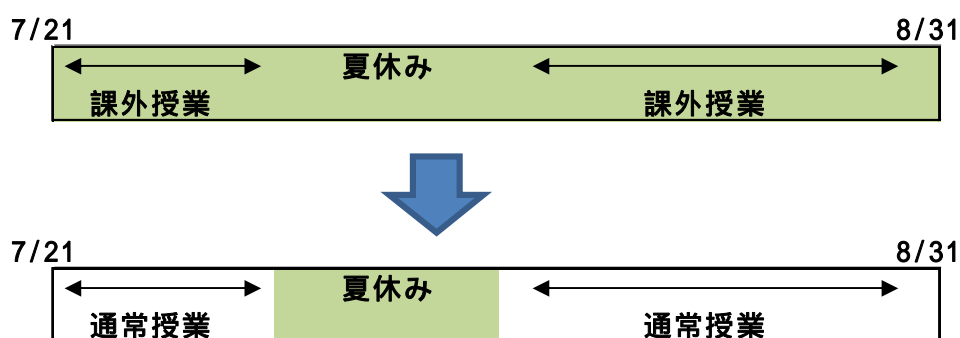
卒業と同時に同窓会に入会することから、会費は卒業時に一括して徴収することが一般的であり、徴収金の中に含めていない学校もある。一方、在学中から準備金という形で他の徴収金と一緒に毎月徴収しているところもある。

(オ) 課外授業等手当

大学進学に力を入れている学校では、早朝・放課後・土曜日・夏季及び冬季休暇中に課外授業を行っているところが多い。これは、周りに塾や予備校がなく、難関大学への現役合格に苦勞していた生徒のために、先生方が自主的に、あるいは保護者からの要望によって、始められたものと思われる。大都市から地理的に離れており、予備校が少なかった宮崎県では、浪人中の卒業生に対して受験指導を行う補習科（進学講座と呼ぶ学校もある）が設置されている高校もあり、教員がボランティア的に受験指導を行ってきた歴史がある。

この課外授業は保護者負担で行われており、兼職兼業の許可を受けたうえで、授業を担当した教員に対しては、徴収金から手当が支給されている。手当は学校によって異なり、20円/分～50円/分、時給にして1,200円～3,000円と幅がある。最近の課外授業は受験一辺倒のものばかりではなく、外部講師を招いて行われる教養講座、生徒が希望する職業の第一線で活躍する人から話を聞くキャリア塾などが、土曜講座として行われている。このように授業を行わない場合でも、土曜日に出勤して対応した教職員に対しては手当が支給されている。

課外活動とは、すべての学習者が行う活動として規定されていない活動のことであり、学校指導要領の適用外のものである。したがって、通常のカリキュラムを課外授業で進めることは認められていない。このため、7月下旬から8月までに行われる授業について、従来は夏季休暇中の課外授業という位置付けだったが、現在では夏休みを大幅に短縮し、通常の授業として実施している学校もある。



(カ) 空調費

大学進学に力を入れている学校では、夏季休暇中の課外授業が多く実施されているが、暑い教室の中での実施は学習効率が良くない。しかし、普通教室については、夏休み期間中には授業を行わないことから、公費（県費）による冷房の設置は行っていない。ただし、保護者が希望した場合には、保護者負担による冷房の設置を認めている。その結果、現在では県内の普通教室の3分の2に冷房が設置されている。

保護者負担で冷房を設置する方法には、リース契約による場合と銀行や同窓会から資金を借り入れて設備を購入する場合の2つがある。リース契約の場合は、保守料込みのリース料と冷房に要する電気代を空調費から支払うことになる。設備を購入した場合は、借入金の返済と電気代及びその都度発生する修繕費を空調費から支払うことになる。

早い時期に設置したところでは、すでにリース料支払期間が満了または借入金が完済している。この場合でも、将来の更新投資に必要な資金を積み立てるために、空調費を極端に引き下げることなく徴収している。

(キ) 副教材・実習費等

PTA会費、教育後援会費、生徒会費、同窓会費は団体徴収金であり、会計を取扱う当該団体から学校が事務の委託を受けて金銭を徴収し管理するものである。これに対して、副教材・実習費等は、本来個人負担すべき経費を事務上の利便性から学校が一括して金銭を徴収し管理するものであり、狭義の学校徴収金に該当する（39ページ参照）。

副教材・実習費等については、入学時に一括あるいは年度当初に一括して徴収し、毎月口座引落で徴収されるものとは区別している学校もある。また、あらかじめ単価が決まっているものが多く、徴収した金額と実際に支出した額がほとんど同額であることから、収支計算書を作成していないことが多い。主な費目と内容は以下のとおりである。

費 目	内 容
教 材 費 実 習 費	各教科で使用する副読本、問題集。 専門教科（商業・工業・農業・福祉等）における実習材料費。
模 擬 試 験 料	大手予備校などが主催する模擬試験を学校単位で申し込む場合の試験料。大学進学者の多い高校の3年生はこれが多くなる。
高 体 連 会 費 高 文 連 会 費	高等学校体育連盟（900円） 高等学校文化連盟（700円）に対する負担金。主として部活動に関するものであるが、部活動の実施に関係なく全生徒から徴収している。
災 害 共 済 掛 金	学校の管理下において発生した災害に対して給付される保険（負傷や疾病にかかり医療機関で受診したときの医療費、障害及び死亡に対する見舞金）の掛金。独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して支払われる。
校 外 活 動 費	遠足バス代、芸術鑑賞費。
そ の 他	生徒手帳、クラス写真、その他消耗品。

(5) 各学校の状況及び監査の結果

ア. 宮崎大宮高校

(ア) 学校概要

【生徒数】 (単位：人)

	普通科	文化情報科	合計
1年生	328	83	411
2年生	363	85	448
3年生	358	82	440
合計	1,049	250	1,299

夏休み 7月22日～8月29日

明治21年(1888年)に設立された宮崎県内で最も歴史のある高校であり、卒業生は48,000人を超え、各界で活躍されている。県内有数の進学校であり、大手予備校が主催する模擬試験のほかに、本校の教員によって独自に作成される「大宮模試」が3年間で計8回実施されている。

「自らやる学習」の習慣を身に付けさせ、高い志の生徒を育てる方針から、始業終業のチャイムを鳴らさない(ノーチャイム制)、月曜日の7時限目は生徒が自主的に学ぶ時間とし授業は行わない(大宮学びの時間)など、独特の教育施策を行っている。大学進学を目指す生徒が多いことから、朝課外を初め課外授業が多く行われているが、「自らやる学習」の習慣を身に付けさせるとの方針から、内容を見直し、時間数の削減を図っている。

文化情報科は文系理系を問わず、将来、国際社会でリーダーとして活躍できる人材の育成を目指して設置されたもので、宿泊研修、外部講師による講義や野外活動、テーマ別ゼミナール活動、イングリッシュキャンプ、生徒研究発表会など、様々な行事を通じて協調性、表現力、行動力を身につけた創造力豊かな生徒を育成している。

(1) 私費会計の概要

【宮崎大宮高校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				1 年生	2 年生	3 年生
P T A 会 費			4,064,145	3,600	3,600	3,600
教 育 後 援 会 費			15,552,567	10,800	10,800	10,800
体 育 後 援 会 費			2,162,258	1,200	1,200	1,200
生 徒 派 遣 費			12,368,878	12,000	12,000	12,000
空 調 費			3,264,748	3,000	3,000	3,000
特 別 学 習 指 導 費			15,729,896	12,000	12,000	18,000
同 窓 会 準 備 金 積 立			3,897,000	3,000	3,000	3,000
卒 業 ア ル バ ム 等			3,080,000			7,000
公 演 会 費			1,558,800	1,200	1,200	1,200
生 徒 会 費			6,235,200	4,800	4,800	4,800
副教材費等 1 年生			25,101,414	61,074		
副教材費等 2 年生			27,674,752		61,774	
副教材費等 3 年生			37,432,560			85,074
私 費 合 計			158,122,218	112,674	113,374	149,674
公費（一般運営費）			36,933,822			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
 : PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
 徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの

私費で事務職員を雇用しており、この事務職員に対する人件費を教育後援会費（会計）で計上している。

教育後援会とは別個に体育後援会を組織しており、部活動に対する資金援助・応援活動等を行っている。生徒派遣費・空調費・特別学習指導費は、教育後援会費（会計）の一費目となる性質のものであるが、金額的あるいは質的重要性に鑑みて、年間徴収金額の内訳を明らかにするとともに独立した会計単位として設定し、収支計算書を PTA 総会で報告している。

体育後援会費（会計）から支出されているのは、部活動のための設備・用具などであり、遠征旅費については生徒派遣費（会計）から支出されている。

普通教室の冷房は資金を借り入れて購入し、借入金の返済と電気代、保守・修繕費を空調費（会計）から支出している。すでに借入金は完済しており、現在は将来の更新投資に備えて積み立てを行っている状況である。上記の空調費 3,264,748 円の支出のうち、3,000,000 円は積立金として支出（積立金会計に資金移動）したものである。

特別学習指導費（会計）には、課外授業に対する教職員への手当のほかに、印刷機・

複写機の保守料などが計上されている。

副教材費等が多額になっているのは、大手予備校等が主催する模擬試験を学校単位で申し込んでおり、その試験料が計上されているためである。

(ウ) 監査の結果

サーバーの取得について（指摘）

特別学習指導費で取得したサーバー（1,512,000円）を、翌年度に学校に寄付している。このサーバーは、生徒の成績処理や学校職員間のデータのやりとり、PTAの事務処理に使うものである。以前に私費で購入したものが使えなくなったため、再度私費で整備したが、維持管理に係る負担軽減の観点から再検討し、PTAから寄贈を受けたとの説明を受けている。

生徒の成績処理・分析等を行うことが主目的であれば、これは直接教育活動費として公費で取得すべきである。

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の8か月間は公費で支出しているが、残りの4か月間については教育後援会費（会計）から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を私費から支出するのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73ページにて詳細に検討している。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を教育後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76ページにて詳細に検討している。

教職員の研修旅費について（指摘）

岡山から講師を招いて「進学校における総合学習の可能性」というテーマの職員研修を実施しているが、講師の旅費45,415円を教育後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出している。職員研修の実施に係る費用は間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担することが原則である。これを私費で負担するならば、保護者に対して詳細な説明を行った上で承認を得ることが大前提である。

教員の名刺作成費用について（指摘）

教員の名刺代 2,100 円が、教育後援会費（会計）から教務運営費の名目で支出されている。教職員の名刺作成は基本的に自己負担となっている。この教員は、学校運営に当たっての要職に就いたため、外部の人に名刺を配ることが多くなることから、学校の経費で負担したとのことである。学校の経費で作成するならば、公費で作成すべきである。

イ．宮崎南高校

(ア) 学校概要

【生徒数】 (単位：人)

	普通科	フロンティア科	合計
1 年生	322	83	405
2 年生	316	81	397
3 年生	306	72	378
合計	944	236	1,180

夏休み 8月4日～8月19日

高校生の急増に伴い、昭和 37 年（1962 年）に設立された比較的新しい普通科高校である。大学進学を目指す生徒がほとんどであり、朝補習・土曜補習・放課後ゼミなどの課外授業が行われている。大手予備校が主催する模擬試験は土曜補習の中で実施されている。従来は、7 月・8 月の夏季休暇中に課外授業を行っていたが、課外授業では通常授業のカリキュラムを進めることができないため、夏休みを 2 週間に短縮している。（46 ページ参照）

フロンティア科は、平成 16 年に新設された文科総合科を前身とし、文系、理系を問わず、難関大学、学部を含む生徒の希望する大学に応じたハイレベルな学力を身につけ、「変化と多様性」の時代に対応できる独創的な発想力と積極果敢な行動力を備えた開拓心旺盛な人材を育てている。

(1) 私費会計の概要

【宮崎南高校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				1 年生	2 年生	3 年生
P T A 会 費			5,755,226	4,800	4,800	4,800
後 援 費			19,569,123	16,800	16,800	16,800
実 力 養 成 費			21,839,329	17,400	17,400	17,400
空 調 設 備			3,542,940	3,000	3,000	3,000
対 外 模 試			25,920,581	14,000	17,900	30,700
芸 術 鑑 賞 費			1,180,000	1,000	1,000	1,000
生 徒 会 費			15,576,000	13,200	13,200	13,200
副 教 材 費 1 年 生			8,100,000	20,000		
副 教 材 費 2 年 生			3,890,600		9,800	
副 教 材 費 3 年 生			4,158,000			11,000
高 体 連 会 費			1,062,000	900	900	900
高 文 連 会 費			826,000	700	700	700
災 害 共 済 掛 金			1,628,400	1,380	1,380	1,380
私 費 合 計			113,048,199	93,180	86,880	100,880
公費（一般運営費）			38,867,481			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
 : PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
 徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの

私費で事務職員を雇用しており、この事務職員に対する人件費を PTA 会費（会計）及び後援費（会計）で計上している。

実力養成費・空調設備は、後援費（会計）の一費目となる性質のものであり、また、対外模試は副教材費の一費目となる性質のものであるが、金額的あるいは質的重要性に鑑みて、年間徴収金額の内訳を明らかにするとともに独立した会計単位として設定し、収支計算書を PTA 総会で報告している。

実力養成費（会計）には、課外授業・進路判定会議・三者面談を実施した時の教職員に対する手当のほかに、土曜講座での外部講師に対する謝金、大学入試過去問題集、コピー機使用料などが計上されている。

空調設備（会計）には、リース料と電気代が計上されている。

対外模試（会計）には、業者に対して支払われる受験料のほかに、試験監督を行った教職員に対する手当が計上されている。

(ウ) 監査の結果

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の 8 か月間は公費で支出しているが、残りの 4 か月間については PTA 会費（会計）から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を私費から支出するのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73 ページにて詳細に検討している。

私費雇用職員の人件費の計上について（意見）

上述の臨時的任用職員として採用した職員の残り 4 か月分の給与について、2 月と 3 月分は PTA 会費（会計）から支出しているが、そのほかの月は後援費（会計）から支出している。その結果、事務職員の給与として、どの程度負担しているのかが、決算書を見ただけでは分かりにくい状況になっている。どちらかの会計に全額計上し、保護者にとって事務職員の給与負担額が把握しやすいようにすることが望ましい。当該事務職員の業務負担割合を勘案して人件費を按分し、それぞれの会計で計上する必要があるならば、人件費負担額総額を別途注記するという方法も考えられる。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を教育後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76 ページにて詳細に検討している。

健康診断の費用について（指摘）

県立高校では、学校保健安全法に従い毎年生徒に対して健康診断を実施しなければならない。同法第三条によれば、「国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあることから、県立高校の場合は、生徒及び職員の健康診断の実施に必要な財政上の措置を行うことになる。

これを受けて宮崎県は、学校医を委嘱し健康診断を実施している。学校医への年間報酬は、基本的に以下の 2 つから算定され、一般運営費（【宮崎南高校 平成 25 年度私費会計の状況】に記載されている「公費（一般運営費）」）とは別枠で予算措置されて各学校に配分されている。

基本給：生徒数（学校規模）に関係なく一定額

検診料：生徒数（学校規模）に応じて算定

宮崎南高校は生徒数が多く、委嘱された学校医だけでは一定期間内に確實かつ効果的な健康診断が実施できないと判断し、医師1名を追加してその費用を後援費(会計)から支出している。本来公費として賄われなければならない費用を保護者が負担している事実がある。

日数をかけて行えば、学校医だけで健康診断を実施することも十分可能であろう。しかし、授業や学校行事への影響を考えれば、生徒の健康診断は限られた期間の中で一斉に実施する必要がある。そのうえで学校医と日程を調整しなければならないことを考慮すれば、一定期間内に実施するには別の医師の応援が必要になることも十分に考えられる。このようなことも想定し、健康診断における応援医師のあり方について検討することが必要である。

学校保健安全法

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確實かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

ウ．宮崎北高校

(ア) 学校概要

【生徒数】 (単位：人)

	普通科	サイエンス科	合計
1 年 生	287	41	328
2 年 生	277	40	317
3 年 生	277	38	315
合 計	841	119	960

夏休み 8月1日～8月18日

高校生の急増に伴い、昭和 59 年（1983 年）に設立された新しい普通科高校である。大学進学を目指す生徒が多く、朝課外・放課後講座などの課外授業が行われている。授業時間は一コマ 50 分の学校が多い中、本校は 45 分とすることで他の普通科高校と比べて 30 分早く放課後が始まるようになっている。

土曜日は登校日（午前中のみ）となっており、教養講座・キャリア塾・校外模試などが行われている。教養講座等がない時は、教室で自学自習を行うことになっている。従来は、7 月・8 月の夏季休暇中に課外授業を行っていたが、課外授業では通常授業のカリキュラムを進めることができないため、夏休みを 2 週間に短縮している。

また、平成 15 年度に文部科学省から県内で唯一スーパーサイエンスハイスクール（SSH：国際的な科学技術系人材の育成に力を入れるために、高等学校等の科学技術・理科、数学教育に関する研究開発校として指定するもの）研究指定を受け、生徒の自発的な探求姿勢や論理的思考力を高め、国際的視野に立って自らの考えを発信し、将来、科学の発展に寄与できる人材の育成を目指している。平成 25 年からは海外研修も開始されている。

(1) 私費会計の概要

【宮崎北高校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				1 年生	2 年生	3 年生
P T A 会 費			4,819,551	4,800	4,800	4,800
教 育 後 援 会 費			10,575,187	9,600	9,600	9,600
部 活 動 後 援 会 費			7,155,552	7,200	7,200	7,200
空 調 設 備 費			4,769,905	4,800	4,800	4,800
進 路 指 導 費			12,780,000	12,000	12,000	16,000
校 外 模 試 代			22,662,600	19,000	19,000	33,040
土 曜 講 座			2,313,000	3,000	3,000	1,200
生 徒 会 費			5,760,000	6,000	6,000	6,000
同 窓 会 費 等			3,055,500			9,700
記 念 行 事 費			960,000	1,000	1,000	1,000
副 教 材 費 等 1 年			8,829,760	26,920		
副 教 材 費 等 2 年			4,539,440		14,320	
副 教 材 費 等 3 年			2,387,700			7,580
災 害 共 済 掛 金			1,324,800	1,380	1,380	1,380
私 費 合 計			91,932,995	95,700	83,100	102,300
公費（一般運営費）			31,386,567			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
 : PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
 徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの

私費で事務職員を雇用しており、この事務職員の人件費を PTA 会費（会計）及び教育後援会費（会計）で計上している。

教育後援会費（会計）とは別に部活動後援会費（会計）が設置されており、部活動に係る設備等に係る費用及び遠征旅費を支出している。

空調設備費は、教育後援会費（会計）の一費目となる性質のものであるが、金額的あるいは質的重要性に鑑みて、年間徴収金額の内訳を明らかにするとともに独立した会計単位として設定し、収支計算書を PTA 総会で報告している。一方、進路指導費・土曜講座は、教育後援会費（会計）の一費目となる性質のものであるが、年間徴収額の内訳を明らかにして保護者から徴収しているものの、PTA 総会で収支計算書は報告しておらず、副教材費と同じ取り扱いになっている。

普通教室の冷房は資金を借り入れて購入し、借入金の返済と電気代、保守・修繕費を空調設備費（会計）から支出している。借入金は平成 25 年 7 月に完済し、現在は将来の更新投資に備えて積み立てを行っている。上記の空調費 4,769,905 円の支出のう

ち、3,000,000 円は積立金として支出（積立金会計に資金移動）したものである。

進路指導費（会計）には、課外授業を実施した時の教職員に対する手当、コピー機使用料が計上されている。校外模試代（会計）には、業者に対して支払われる受験料のほかに、試験監督を行った教職員に対する手当が計上されている。

(ウ) 監査の結果

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の 8 か月間は公費で支出しているが、残りの 4 か月間については PTA 会費（会計）から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を私費から支出するのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73 ページにて詳細に検討している。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を教育後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76 ページにて詳細に検討している。

学校に寄贈された備品について（発見事項）

備品台帳を閲覧したところ、PTA 会長からの寄贈品として、下記の物品が登録されていた。卒業記念品として適切な手続を経て受け入れたものということである。この物品は、真に任意の申し出であること、教育活動に不可欠な物品ではないこと、後年度に負担が発生しないことを勘案し、適正な手続を行なった上で受け入れているとの説明を受けている。

卒業の記念に生徒が制作したものを備品として受け入れるというのならば理解できるが、これらは通常の教育活動で使用されると思われる物品を購入したものである。また、卒業記念品であれば、卒業する生徒たちに何らかの還元があっていいと思うが、2 月に寄贈を受けていることから、還元されるものは何もないだろう。なお、平成 22 年度を最後に、卒業記念品の寄贈は行われていないとの説明を受けている。

受入年月日	品名	金額	保管場所
H21.2.27	デスクトップ PC (4 台)	(1 台) 66,990 円	進路指導室
H21.2.27	スポットライト	263,550 円	体育館
H21.2.27	スピーカー (2 台)	(1 台) 206,850 円	体育館

エ．小林高校

(ア) 学校概要

【生徒数】 (単位：人)

	普通科	体育コース	合計
1 年生	150	37	187
2 年生	180	42	222
3 年生	152	25	177
合計	482	104	586

夏休み 7月22日～8月24日

大正10年(1921年)に設立された、県内でも歴史のある高校である。平成7年度に県内唯一となる普通科体育コースが設置され、普通教科の学習により幅広い知識や教養を身につけるとともに、総合的な運動能力の向上を図り、将来、指導的役割を果たす人材を育成している。さらに平成10年度には体育コース生徒寮が建設され、寮母さんのほかに毎晩2名の教師が宿直するなど遠距離通学の生徒も学生生活に集中できる環境を整えている。

大学進学を目指す生徒が多いため、放課後・土曜日・夏休み・冬休みなどに課外授業が行われている。ただし、遠方から通学する生徒に配慮して、朝の課外授業は行っていない。

また、体育コースがあることから、駅伝やバスケットボール等の体育系の部活動が盛んであり、九州大会・全国大会へと勝ち進むことも珍しくない。公式戦の遠征費用は部活動振興費(会計)から支出されるが、予想外に勝ち進むと当初予定額では不足することもあるため、部活動振興基金を積み立てている。

なお、平成26年度からは普通科を2学級減らす一方で、普通科探究科学コースを新設しており、強い目的意識のもと、高いレベルの知識、探究心、問題解決力を身につけるカリキュラムを通し、難関大学への進路実現はもちろん、世界で活躍する人材を育成することになっている。

(1) 私費会計の概要

【小林高校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				1 年生	2 年生	3 年生
P T A 会 費			8,313,756	6,300	6,300	6,300
学 校 後 援 費			21,588,388	33,200	36,200	41,200
部 活 動 振 興 費			7,165,005	14,100	14,100	14,100
エ ア コ ン 費			2,101,115	5,000	5,000	5,000
生 徒 会 費			8,204,000	14,000	14,000	14,000
同 窓 会 入 会 費			586,000	1,000	1,000	1,000
学 年 P T A 費			3,361,200	5,100	6,300	5,700
対 外 模 試 代			10,117,150	14,950	12,250	26,000
副 教 材 費 等 1 年			3,102,452	16,096		
副 教 材 費 等 2 年			2,542,572		11,926	
副 教 材 費 等 3 年			1,478,835			8,355
災 害 共 済 掛 金			808,680	1,380	1,380	1,380
私 費 合 計			69,369,153	111,126	108,456	123,035
公費（一般運営費）			27,944,469			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
 : PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
 徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの
 生徒 1 人当たりの年間徴収額は普通科の場合を記載している。

私費で事務職員を雇用しており、人件費を PTA 会費（会計）で計上している。

学校後援費（会計）とは別に部活動振興費（会計）が設置されており、大会遠征旅費を支出している。体育コースがあり、九州大会・全国大会に進出するところも少なくないため、部活動振興基金を設置し、予想以上に勝ち進んだ場合の支出に備えている。部活動振興費 7,165,005 円の支出のうち、1,200,000 円は基金への拠出額である。

課外授業を担当した教員に対する手当は、学校後援費（会計）から支出されている。

エアコン費は、学校後援費（会計）の一費目となる性質のものであるが、金額的あるいは質的重要性に鑑みて、年間徴収金額の内訳を明らかにするとともに独立した会計単位として設定し、収支計算書を PTA 総会で報告している。普通教室の空調は資金を借り入れて購入し、借入金の返済と電気代、保守・修繕費をエアコン費（会計）から支出している。借入金はすでに完済し、現在は将来の更新投資に備えて積み立てを行っている。上記のエアコン費 2,101,115 円の支出のうち、1,000,000 円は積立金として支出（積立金会計に資金移動）したものである。

対外模試代（会計）及び副教材費等は普通科と体育コースで異なる。上表の合計額は各科の生徒1人当たり徴収額に各科の生徒数を適用して算定しているが、各学年の生徒1人当たり年間徴収額は普通科のものを記載している。

学年PTA費（会計）とは、学年単位で設置されている保護者会の活動費である。学年ごとに独自の活動を行っており、決算報告はそれぞれ行われている。

(ウ) 監査の結果

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の8か月間は公費で支出しているが、残りの4か月間についてはPTA会費（会計）から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を私費から支出するのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73ページにて詳細に検討している。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を学校後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76ページにて詳細に検討している。

学校に寄贈された備品について（発見事項）

備品台帳を閲覧したところ、3学年PTA委員長からの寄贈品として、下記の物品が登録されていた。卒業記念品として適切な手続きを経て受け入れたものということである。この物品は、真に任意の申し出であること、教育活動に不可欠な物品ではないこと、後年度に負担が発生しないことを勘案し、適正な手続を行なった上で受け入れているとの説明を受けている。

卒業の記念に生徒が制作したものを備品として受け入れるというのであれば理解できるが、これらは通常の教育活動で使用されると思われる物品を購入、寄贈したものである。また、卒業記念品であれば、卒業する生徒たちに何らかの還元があってもいいと思われるが、卒業する3月に寄贈を受けていることから、還元されるものは何もないであろう。

受入年月日	品名	金額	保管場所
H25.3.29	液晶プロジェクター	99,800円	体育職員室

他会計からの繰入金について（意見）

PTA 会費（会計）に対して、生徒寮費（会計）360,000 円、学校後援費（会計）から 2,600,000 円を繰り入れている。理由について質問したところ、私費雇用職員は PTA 会費（会計）だけでなく、生徒寮費（会計）及び学校後援費（会計）に関する業務を行っていることから、当該職員の従事割合等を勘案し、人件費負担分をそれぞれの会計から繰り入れているとのことであった。

PTA 会費（会計）の決算書を見ると、当初予算の段階から他会計の繰入金が生計上されており、決算においても当初予算どおりに繰入金が生計上されていることから、一定の基準に基づいて繰入金の額を算定しているものと思われる。人件費を従事割合で按分して、他の会計にそれぞれ計上するという方法も考えられるが、複数の会計に分散して計上すると私費雇用職員の人件費の実態を把握することが難しくなるため、他会計から人件費負担金を繰り入れる方法は合理的である。

しかし、PTA 会費（会計）・学校後援費（会計）・生徒寮費（会計）は、それぞれ収入の源泉が異なるため、他会計からの繰入金は誤解を招きやすい。現状の PTA 会費（会計）は、これら繰入金がないと支出超過となってしまうため、他の会計から恣意的に繰り入れて損失補填をしているのではないかと誤解される可能性がある。このような誤解を回避するために、他会計から繰り入れている趣旨とその金額の算定根拠を決算報告に注記することが望ましい。

【PTA 会費 要約収支計算書】

（単位：円）

収入の部

	予算額	収入額	過不足
繰越金	545,592	545,592	0
会費	5,050,780	5,038,660	12,120
他会計繰入金	2,960,000	2,960,000	0
雑収入	240,030	278,722	38,692
合計	8,796,402	8,822,974	26,572

支出の部

	予算額	支出額	予算残額
運営費	2,175,202	1,982,189	193,013
総合補償費	1,302,000	1,091,503	210,497
職員給与費	4,774,200	4,774,200	0
その他	545,000	465,864	79,136
合計	8,796,402	8,313,756	482,646

総支出 8,313 千円に対して会費収入が 5,038 千円しかなく、他会計繰入金がないと支出超過になってしまうことから、繰入金の目的が損失補填との誤解を招きやすい。当初予算に計上したとおりに繰り入れており、一定の基準に基づいて計算した金額を繰り入れていることは見て取れるが、無用な誤解を回避するためにも繰入金にかかる注記を記載することが望ましい。

課外授業等に対する手当の基準について（指摘）

課外授業等を担当した教職員に対する手当の基準が明確になっていない。

例えば、課外授業を担当した場合と模擬試験の監督を行う場合とでは、模試監督費の方が手間がかからない分だけ単価が低く設定されると思われるが、同じ単価で設定されている。その一方、進路講演会作成準備等を時間外に行った場合には、一般的に模試監督費よりも手間がかかる分だけ単価が高く設定されると思われるが、実際にはこれより低い単価が適用されている。

このように、どのような場合に、どの単価を適用するのかがはっきりしなかったため、課外授業等に係る報酬単価の一覧表の提出を求めたが、そのようなものはないとのことであった。

このような単価は実施内容や時間数等に応じて基準を設定し、一覧表にして明確にしておくとともに、学校後援費（会計）を拠出している保護者の承認を何らかの形で得ることが必要であると考えます。また、生徒の保護者は毎年度入れ替わるのであるから、この報酬単価の一覧表は毎年度改定の要否を検討するとともに、毎年度生徒の保護者の承認を得ることが必要である。

才．日南振徳高校

(7) 学校概要

【生徒数】

(単位：人)

	地域農業科	機械科	電気科	商業科	経営情報科	福祉科	合計
1 年生	39	40	40	39	39	26	223
2 年生	39	40	40	40	35	39	233
3 年生	37	40	38	32	31	34	212
合 計	115	120	118	111	105	99	668

夏休み 7月23日～8月31日

日南工業高校、日南振徳商業高校、日南農林高校の3校を統合し、平成21年に設立された総合制専門高校である。6つの学科は、旧3校のものをそのまま継承している。

日本農業技術検定・危険物取扱者・ボイラー技士・各種技能検定・日商簿記検定・英語検定・介護福祉士などの資格取得を目指す生徒が多く、これら資格試験対策として朝の課外授業が行われている。また、公務員試験を受験する生徒のための課外授業も行われている。これらは大学進学を目指す普通科高校の課外授業に比べて、短期集中型になっている。

大学進学を目指す生徒は全体の3分の1であり、大手予備校が主催する模擬試験を学校単位で申し込むことはしていない。副教材費は入学時に一括して支払う。

(1) 私費会計の概要

【日南振徳高校 平成25年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計方法	徴収方法	合 計	生徒1人当たりの年間徴収額		
				1年生	2年生	3年生
P T A 会 費			3,906,499	6,000	6,000	6,000
教 育 後 援 費			9,824,171	11,040	11,040	11,040
生 徒 派 遣 費			9,363,050	12,480	12,480	12,480
部 活 動 振 興 費			6,450,701	8,160	8,160	8,160
生 徒 会 費			4,408,800	6,600	6,600	6,600
副教材費・実習費			13,217,000	59,000		
卒 業 準 備 金			2,055,552			9,696
災 害 共 済 掛 金			921,840	1,380	1,380	1,380
私 費 合 計			50,147,613	104,660	45,660	55,356
公費（一般運営費）			30,474,512			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
: PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの
生徒 1 人当たり年間徴収額は商業科・経営情報科のものを記載している。

私費で事務職員を雇用しており、人件費を教育後援費（会計）で計上している。

生徒派遣費、部活動振興費は、教育後援費（会計）の一費目となる性質のものであるが、金額的あるいは質的重要性に鑑みて、年間徴収金額の内訳を明らかにするとともに独立した会計単位として設定し、収支計算書を PTA 総会で報告している。生徒派遣費（会計）からは遠征旅費、部活動振興費（会計）からは設備・用具の整備、練習場使用料などを支出している。

保護者負担による空調の設置は行われていない。

副教材費・実習費は、入学時に一括して徴収されている。生徒 1 人当たりの徴収額は学科によって、49,000 円～81,000 円と幅があるが、上表では中央値である商業科・経営情報科のものを記載している。

(ウ) 監査の結果

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の 8 か月間は公費で支出しているが、残りの 4 か月間については教育後援費（会計）から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を私費から支出するのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73 ページにて詳細に検討している。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を教育後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76 ページにて詳細に検討している。

カ．宮崎海洋高校

(ア) 学校概要

【生徒数】 (単位：人)

	海洋科学科
1 年 生	120
2 年 生	110
3 年 生	108
合 計	338

夏休み 7月28日～8月31日

昭和25年(1950年)に宮崎県立水産高校として設立。平成6年に学科改編により宮崎海洋高校と校名を変更している。水産・海洋に関する知識技術を専門的に学ぶ県内唯一の水産系専門高校である。

1年生は普通教科を中心に専門教科の基礎的な部分を履修し、2年生になる時に各自の進路・興味・関心・適性によって漁業系・機関係・食品系の3つからコースを選択する。

保有する実習船「進洋丸」を利用して、1年生で3日間の体験航海、2年生の食品系で3日間の乗船実習、同じく2年生の漁業系及び機関係で1週間の短期乗船実習と73日間の長期乗船実習が行われる。これにより海に慣れさせるとともに、船舶の運航及び機関・機械の運転と保守整備、漁獲物の冷凍・冷蔵などの総合的な知識と技術を習得させ、船舶職員としての態度を育成している。さらに規律ある集団生活の中で社会性を高めるとともに、個性の伸長を図り、海洋新時代に対応できる広い視野と国際性を持った人間を育てている。

また、県北・県南地区その他遠隔地の生徒が就学できるよう宮崎海洋高校生徒寮が宮崎海洋高校の近くに設置されている。これは宮崎県が設置したものであるが、公益財団法人宮崎県奨学会が委託運営している。

(1) 私費会計の概要

【宮崎海洋高校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				1 年生	2 年生	3 年生
P T A 会 費			2,240,532	7,200	7,200	7,200
学 校 後 援 会 費			3,552,536	9,600	9,600	9,600
特 別 派 遣 費			760,072	3,600	3,600	3,600
生 徒 会 費			4,867,200	14,400	14,400	14,400
副 教 材 費 1 年 生			4,440,000	37,000		
副 教 材 費 2 年 生			4,657,000		40,000	
卒 業 ア ル バ ム 代			604,800			5,600
同 窓 会 入 会 金			405,600	1,200	1,200	1,200
高 体 連 負 担 金			304,200	900	900	900
高 文 連 負 担 金			236,600	700	700	700
PTA 連 合 会 総 合 補 償 負 担 金			606,372	1,794	1,794	1,794
災 害 共 済 掛 金			466,440	1,380	1,380	1,380
私 費 合 計			23,141,352	77,774	80,774	46,374
公 費 (一 般 運 営 費)			31,937,087			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
 : PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
 徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの
 生徒 1 人当たり年間徴収額は機関係コースのものを記載している。

私費で事務職員を雇用しており、人件費を学校後援会費(会計)で計上している。
 特別派遣費は、学校後援会費(会計)の一費目となる性質のものであるが、金額的
 あるいは質的重要性に鑑みて、年間徴収金額の内訳を明らかにするとともに独立した
 会計単位として設定し、収支計算書を PTA 総会で報告している。

保護者負担による空調の設置は行われていない。

副教材費は、入学時と進路コースが分かれる 2 年生の年度初めに一括して徴収され
 ている。2 年生の年度初めに徴収される副教材費はコースによって、17,750 円～62,000
 円と幅があるが、上表では中央値である機関係コースのものを記載している。また、
 漁業系と機関係で行われる短期乗船実習費及び長期乗船実習費も副教材費に含まれて
 いる。

(ウ) 監査の結果

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の5か月間は公費で支出しているが、残りの7か月間については学校後援会費（会計）から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を私費から支出するのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73ページにて詳細に検討している。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を学校後援会費（会計）から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76ページにて詳細に検討している。

キ．五ヶ瀬中等教育学校

(ア) 学校概要

【生徒数】		(単位：人)
前期課程	1 年 生	40
	2 年 生	40
	3 年 生	39
後期課程	4 年 生	38
	5 年 生	38
	6 年 生	36
合 計		231

平成6年に全国初の公立中高一貫校として設立。当初は五ヶ瀬中学校・五ヶ瀬高校として開校し、高校からの入学も可能であったが、学校教育法の改正を受けて平成11年から中等教育学校となり、中学生からの入学のみとなった。中学校に相当する前期課程と高校に相当する後期課程に分かれているが、PTA・学校教育振興会・生徒会・同窓会等は全校一体で運営されている。

自作わらじを履いての遠足、地元農家へのホームステイ、スキー教室など五ヶ瀬町の地域資源を生かした体験的学習が行われている。一方、平成26年度には文部科学省からスーパーグローバルハイスクール（SGH：高等学校等において、グローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図るべく、国際化を進める国内の大学を中心に、企業・国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を指定するもの）に指定され、語学研修・海外研修で生徒を海外に送り出すほかに、海外からの留学生を受け入れている。

1学年40名の全寮制であり、寮教育の中で自主学習指導、教養講座などの学習指導が行われている。また、大学進学を目指す生徒が多いことから、放課後・土曜日に課外授業等が行われている。放課後の課外授業は大学受験を控えた5年生・6年生を対象としたものであり、土曜日に実施されているのは、自主学習の定着を目的とした自学自習と大手予備校等が主催する模擬試験である。

(1) 私費会計の概要

【五ヶ瀬中等教育学校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				4 年生	5 年生	6 年生
P T A 会 計			1,815,330	6,000	6,000	6,000
学校教育振興会会計			12,956,784	60,000	60,000	60,000
副 教 材 会 計			12,367,856	37,269	33,529	90,044
生 徒 会 会 計			2,016,700	4,800	4,800	4,800
創立記念積立会計			0	2,400	2,400	2,400
保 護 者 積 立			1,290,000	6,000	6,000	5,000
小 計			30,446,670	116,469	112,729	168,244
寮 会 計			83,532,922	330,000	330,000	330,000
私 費 合 計			113,979,592	446,469	442,729	498,244
公費（一般運営費）			28,967,239			
公 費 （ 寮 費 ）			73,257,980			
公 費 合 計			102,225,219			

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載
 : PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した
 徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの
 合計額は 6 学年分、生徒 1 人当たりは後期課程の各学年のものを記載している。

私費で事務職員を雇用しており、この事務職員の人件費を学校教育振興会会計で計上している。

学校教育振興会会計の主な費目は、実力養成費（3,362 千円）とスポーツ文化振興費（7,972 千円）である。実力養成費は課外授業を担当した教員に対する手当、スポーツ文化振興費は部活動に関する遠征旅費が主な内容である。

副教材会計には、模擬試験の受験料が含まれている。6 年生の副教材にはセンター試験受験料とセンター試験受験に伴う交通費・宿泊費が含まれているため、金額が大きくなっている。

創立記念事業は 10 年ごとに行われており、平成 26 年度が創立 20 周年となる。このため、平成 25 年度は創立記念積立会計において積み立てのための徴収はあるが、支出は行われていない。

五ヶ瀬中等教育学校のある五ヶ瀬町は山間部で冬季には降雪もある地域であり、暖房が公費で賄われている一方、夏季は涼しいこともあり、保護者負担による空調の設置は行われていない。

全寮制であることから寮会計が設けられており、寮費を徴収し、これから給食材料費のほか寮の行事に係る経費を支出している。また、上表には記載していないが、生徒の小遣いとして5,000円/月を徴収金と一緒に徴収し、学校側で生徒ごとに残高を管理している。これは、文房具の購入・帰省費用など生徒個人が必要に応じて使用するものであり、金銭トラブル防止の観点から生徒に余計なお金を持たせないようにしているものである。

(ウ) 監査の結果

臨時的任用職員の給与負担について（指摘）

臨時的任用職員として採用した職員の給与について、最初の8か月間は公費で支出しているが、残りの4か月間については学校教育振興会会計から支出している。臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、その人件費を学校教育振興会会計で負担させるのは、合理的理由に欠ける。なお、臨時的任用職員の問題については、73ページにて詳細に検討している。

教育研究団体への負担金・分担金について（指摘）

宮崎県立学校長協会、宮崎県立学校事務職員協会、その他教職員で構成される団体の会費及び研修会の参加費を学校教育振興会会計から指導研究費の名目で支出されている。これらは間接教育活動費であり、公費負担または教職員が個人で負担すべきものである。なお、各種教育研究団体への負担金・分担金の問題については、76ページにて詳細に検討している。

私費雇用事務職員の人件費の計上区分について（意見）

私費雇用事務職員の給与を学校教育振興会会計から支出しているが、計上する費目が実力養成費となっている。課外授業等を担当した教職員に対する手当が実力養成費として計上されており、私費負担の人件費はすべて実力養成費に計上するものと整理していると思われる。同じ人件費であっても、事務職員の給与は生徒の実力養成とは関連性が低いと思われる。実態を反映した決算書を作成し、保護者の理解を得るためには、「事務職員給与」等の項目を設けて別途計上することが望ましい。

ク．総括

各学校で発見した問題点を総括してみると、公費・私費の負担区分の問題は、学校個別の問題というよりは、教育委員会全体の問題あるいは宮崎県全体の問題ではないかと思われる。臨時的任用職員の問題、教育研究団体への負担金・分担金の問題は、訪問したすべての学校で指摘事項として取り上げられており、訪問していない他の県立高校においても同様の問題が存在すると思われる。

各学校で発見した問題点の背景には、以下の2つの問題があると思われる。

一般運営費として十分な予算が学校に配分されていない。

学校運営にあたって公費予算の使い勝手が良くないため、私費で対応した。

厳しい財政状況から予算を削減せざるを得ないことは理解できるが、他県に比べて高等学校費が少ないこと（12ページ参照）を鑑みれば、各学校への予算配分が足りないところもあるのではないだろうか。予算の使い勝手については、費目の流用が緩やかで翌年度に繰り越すことができる私費の方が公費よりも使いやすい。だからと言って、公費で負担すべきものを私費から支出していいということにはならないが、公費予算の使い勝手も改善する余地はあると考える。これについては、「第4 監査結果報告に添えて提出する意見」にて詳細に述べる。

(6) 臨時的任用職員について

ア. 制度概要

臨時的任用職員とは、本庁または出先機関で事務補助の臨時職員として勤務している者である。地方公務員法第22条に基づいて雇用される職員であることから、22条職員とも呼ばれる。ほとんどの県立高校においては、臨時的任用職員が数名勤務している。臨時職員の採用方法及び勤務条件は以下のとおりである。

【採用方法】

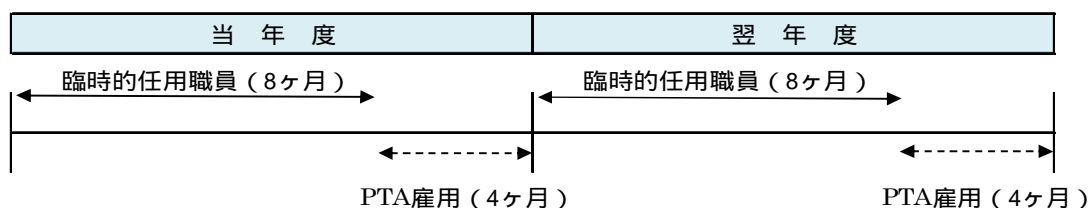
- 勤務を希望する人は事前に登録を行う。
- 採用を希望する部署が必要に応じて登録された人に連絡の上、面接による選考を実施し、採用するか否かを決定する。
- 採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があれば、登録されても必ず採用されるとは限らない。また、採用は選考によるもので、登録時の順番によるものではない。
- 既に県の臨時職員として8か月採用された人が引き続き採用を希望する場合は、前回の任用期間の終了から4か月間の中断期間が必要となある。

【勤務条件】

任用期間	4か月以内（1回のみ更新可能で、年間8か月を限度）
勤務時間	平日8時30分～17時15分 土・日、祝日は休み。 勤務時間を超える労働（残業）はなし
賃金	日額5,650円
社会保険	任用期間に応じ、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入
その他	ほかのアルバイトなどとの兼職不可

イ. 臨時的任用職員の雇用実態

臨時的任用職員の任用期間は年間8か月が限度とされている。しかし、臨時的任用職員として雇用されている人のほとんどは年間を通じて同一の学校に勤務しており、残りの4か月間の賃金はPTA会費等で負担している。この4か月間は、宮崎県ではなく、各学校のPTAが雇用していることになり、8か月採用された人が引き続き採用を希望する場合の中断期間の要件を満たすことになる。そして、翌年度以降も同一の雇用パターンで継続的に勤務している。



臨時的任用職員 1 名を 8 か月間雇用した場合、約 90 万円 (= 5,650 円 × 20 日間 / 月 × 8 か月) の賃金が発生する。実地調査を行った県立高校の中でこのような形で雇用しているところは、一般運営費として賃金が約 90 万円計上されている。実地調査を行っていない他の県立高校について調べてみたところ、32 校中 24 校が賃金として約 90 万円を計上しており、臨時的任用職員 1 名を 8 か月雇用しているものと思われる。

ウ．PTA の会計事務と臨時的任用職員（指摘）

PTA は、学校に在籍する生徒の保護者と、その学校に勤務する教職員を会員として構成されるものである。PTA は学校を単位として組織化されるものであるが、学校とは別個の自主的な団体である。自主的な団体である以上、会員は平等に会費を払い、自主財源を持って運営されるべきものであり、その会計事務は学校ではなく PTA で実施すべきである。しかし、学校を単位として組織化されている PTA の主な活動場所は、その学校であり、物品等を購入した場合の納品場所も学校であることから、会計事務を学校に委託しているケースがほとんどである。

PTA の会計事務に従事する事務職員を雇用するのであれば、その人件費は PTA 会費で賄われるべきものであり、公費で負担する性格のものではない。公費・私費の状況でみたように、各学校とも運営経費全体に占める私費の割合は高く、本来ならば PTA で実施すべき会計事務も相当な量であると考えられる。各学校とも PTA 会費で通年雇用している事務職員が数名いるが、この人たちは純粋に PTA の事務を行っていると思われる。

反対に、校務を行っている事務職員の人件費は PTA 会費で負担するものではない。臨時的任用職員として採用した人に学校図書館の事務を担当させ、8 か月経過後にこの職員の人件費を PTA 会費で負担させている学校もあるが、これは公費・私費の負担区分が不適切である。そもそも、臨時的任用職員は、県の事務補助に従事させるために公費で採用したのであるから、8 か月経過した時点で人件費を PTA 会費負担とするのは、単なる制度上または予算上の都合に過ぎず、合理的な理由に欠けると言わざるを得ない。

エ．臨時的任用職員と非常勤職員（意見）

学校事務を補助する公費雇用の職員としては、臨時的任用職員のほかに非常勤職員がいる。臨時的任用職員と非常勤職員の違いを一覧表にまとめると、下表のようになる。

【臨時的任用職員と非常勤職員】

	臨時的任用職員	非常勤職員
任用根拠	地方公務員法第 22 条	地方公務員法第 17 条
勤務形態	主として常勤	非常勤
勤務時間	常勤の場合は通常の勤務時間。 宮崎県の場合は 7 時間 45 分。	常勤職員の 4 分の 3 を超えてはならない
任期	6 か月以内の任期を定めて任用される。更新は 1 回のみで 1 年超の継続勤務不可。（宮崎県は任期を 4 か月以内としている）	非常勤であることから、1 年以内の任期を定めて任用されることが多い。更新することは可能。

地方公務員法第 17 条によって任用される非常勤職員は、その職務の遂行に際して必要な知識、技能、経験等を有している専門家を想定したものであり、県立高校においては進路指導（就職先の開拓等に従事）、介助員（身体が不自由な生徒の世話）、図書館司書等に従事している人が多い。

昨今では、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効果的な行政サービスを提供する観点から、一般事務にも非常勤職員を活用している団体が多い。宮崎県立高校においても一般事務に従事している非常勤職員が少なからずいる。

8 か月間しか雇用できない臨時的任用職員ではなく、通年雇用が可能な非常勤職員で対応すれば、4 か月間の私費負担の問題は解消されると思われる。公費負担から私費負担に変わることで雇用主も変わるため、社会保険の変更手続が各学校で行なわれているが、こうした不毛な事務手続を解消するためにも、非常勤職員での対応を検討すべきである。

(7) 教育研究団体等の負担金・分担金について

ア. 教育研究団体の概要

教育研究団体とは、学校の教職員によって組織され、研究発表会・講演会・協議会等を開催し、会員の専門性を維持向上させるとともに、会員相互の情報交換を促進することを目的とした各種団体である。

団体は、それぞれの専門性に応じて様々な団体が設置されている。例えば、高校の校長を会員とする団体は、全国高等学校校長協会のほかに、全国普通科高等学校長会、全国農業高等学校長協会、全国商業高等学校長協会、全国工業高等学校長協会、全国福祉高等学校長協会など、高校の種類ごとに設置されているほかに、九州地区・宮崎県と同種の団体が地区ごとに設置され、会費を集めて活動している。日南振徳高校のように複数の職業高校が統合してできた学校では、統合前の状況が継続されて複数の種類の校長協会に会費を払っている。校長会のほかにも、教頭会、事務職員協会、養護職員協会、各教科ごとの研究会、進路指導協議会などがあり、全国レベルのものから県単位のものまで、中には県内地区レベルのものまであり、その数は100団体を超えると思われる。これらは数千円から数万円の年会費を徴収して運営されているほかに、年に数回の協議会を開催して参加費を徴収している。

イ. 負担金・分担金の性格

教育研究団体等の負担金・分担金は、間接教育活動費に該当し、都道府県教育長協議会「学校教育にかかる公費負担の適正化について」(昭和49年6月)では、以下のように定めている。

間接教育活動費は原則として公費負担とすべきである。ただし、教育研究団体等の負担金や分担金の取扱いについては、特別な配慮が必要であると思われるので、次のような基準を設ける。

学校が構成単位となっている研究団体については、その負担金・分担金(学校割となる分)は公費負担を原則とする。

特定の個人で構成される研究団体については、その負担金・分担金(個人割となる分)は個人負担を原則とする(公費による援助は事業費に対する補助とする)。その他の研究団体等については、その性格を検討の上、の原則に照らして負担区分を判断するものとする。

これによれば、教育研究団体等の負担金・分担金は公費負担または個人負担となっており、保護者負担とすべきものはない。しかし、宮崎県立高校の現地調査を行ったところ、すべての学校で後援会費(会計)等から支出している負担金・分担金がある。

ウ．公費負担対象外となった負担金について（指摘）

下表は、平成 25 年度から公費負担の対象外となった各種協議会等の一覧である。従来は公費で負担していたものの、財政状況が厳しくなったことから負担金の予算措置について見直しを行い、以下の団体を公費負担の対象外とした。

- 団体への参加が任意であるもの
- 団体の活動目的が教職員個人の研究会としてとれるもの
- 団体の決算書に次年度繰越金が多く計上されており、負担金を拠出しなくても繰越金の範囲内で活動できると思われるもの（繰越金が減少した場合は再度公費負担の可能性はある）

上記の「学校教育にかかる公費負担の適正化について」に基づいて考えれば、教育研究団体等の負担金・分担金は、公費または教職員の個人負担となるものであり、これを保護者負担とする余地はない。また、上述のように整理して公費負担の対象外としたのであれば、これら団体の会費は教員個人が負担すべきものである。しかし、今回訪問した学校においては、これらの会費を後援会費（会計）等から支出している例が見られている。厳しい財政状況にあることは理解できるが、その負担を保護者に転嫁するのであれば、十分な説明を行うことが大前提である。

【予算措置対象外負担金一覧】

	団体名	各校の負担額（円）
1	全国高等学校定時制通信制教頭協会・副校長協会九州支部	21,000
2	日本工業化学教育研究会	15,000
3	九州地区工業教育研究協議会化学系分科会	15,000
4	全国高等学校建築教育連絡協議会	2,500
5	全国高等学校インテリア科教育研究会	20,000
6	西日本高校土木教育研究会	10,000
7	全国情報技術教育研究会	5,000
8	全国高校デザイン教育研究会	10,000
9	全国高等学校農業土木教育研究協議会	20,000
10	全国高等学校農業土木教育研究協議会九州支部	6,000
11	全国高等学校農場協会	19,500
12	全国高等学校農場協会九州支部	12,000
13	全国高等学校水産教育研究会	42,400
14	全国高等学校進路指導協議会	12,000
15	九州地区高等学校進路指導研究協議会	52,000
16	全国高等学校体育学科連絡協議会	15,000
17	九州地区高等学校体育学科・コース連絡協議会	10,000

18	全国通信制高等学校校長会	6,000
19	全国公立高等学校事務職員協会	151,500
20	全国公立高等学校事務職員協会九州協議会	58,000
21	宮崎県高等学校定時制通信制教育協議会	119,650

出所 平成 25 年度当初予算編成に伴う各種協会等の団体への県負担金の見直しについて

エ．県立学校校長会会費の設定について（指摘）

県立学校校長会の会費は以下のように設定されている。

学校当たり：全日制 7,000 円、定時制・特別支援学校 2,000 円
生徒当たり：全日制 30 円、定時制 20 円
事務局費：7,000 円

例えば、平成 25 年度の宮崎北高校の場合は、以下のように算定され、全額教育後援会費（保護者負担）から支出されている。

学 校 当 た り	7,000 円
生 徒 当 た り（ 9 5 9 人 ）	28,770 円
事 務 局 費	7,000 円
合 計	42,770 円

校長会等の会費は、間接教育活動費であり、生徒一人一人に跡付けできる性質のものではない。したがって、生徒当たりとして会費を設定すること自体が不自然である。実際に、全国高等学校校長会の会費は年間 8,000 円と全校一律であり、生徒数に応じた会費設定はない。

この会費が予算措置の対象外とされていることから、保護者負担を前提とした会費設定になっていると考えられる。「生徒数が多いところは、多くの金額を集めることができるから、相応の負担をしてもらおう」という考え方が前提としてあると思われる。宮崎北高校の設定金額を見ても、生徒当たりの金額が過半数を占めている。また、生徒数が少なく、保護者からの徴収金が少ない特別支援学校においては、公費で予算措置されない教育団体等の負担金・分担金は教職員が自己負担している。特別支援学校の「学校当たり」が低く設定されているのも、保護者負担を前提としたものだと考えられる。

上記の「学校教育にかかる公費負担の適正化について」に基づいて考えれば、教育研究団体等の負担金・分担金は、公費または教職員の個人負担となるものであり、県としては公費負担の対象外としていることから、教職員の個人負担とすることが原則である。これを保護者に負担させるのであれば、十分な説明を行って了解を得ること

が大前提である。

オ．私費負担の可能性について（指摘）

受益者負担を根拠にして、間接教育活動費である教育研究団体の会費を私費負担とするのであれば、すべての教育経費が私費負担となってしまう。したがって、受益者負担の考えに基づいて私費負担とするのは不適切である。ただし、保護者がこれら経費を負担することに同意しているのであれば、これを否定する理由はない。

多くの県立高校において、教育研究団体の会費は教育後援会の会計から支出されている。教育後援会の会計は収支計算書が作成され、PTA 総会で決算報告を行い、承認を得ている。これをもって、形式的には保護者からの同意を得ていることになるかもしれないが、各学校の決算報告書を見る限り、実質的なところで保護者の同意を得ているとは考えにくい。これら負担金・分担金を直接教育活動費である教材費と一緒に「学習指導費」に含めて計上しているところもあり、その実態が保護者に十分に伝わるような決算報告書が作成されていないからである。また、教育研究団体の実態を保護者が十分に認識し理解しているとは考えにくく、摘要欄に「各部会資料代」と記載するだけでは内容が十分に伝わるとは思えない。保護者負担を求めていくのであれば、保護者にとって実態を把握しやすい決算報告書の作成が大前提である。なお、保護者にとって実態を把握しやすい決算報告書の作成については、「第 4 監査結果報告に添えて提出する意見 4.私費会計の決算のあり方について」で具体的に提案している。

【後援会費決算書の一例】

（単位：円）

平成 25 年度後援会費決算書

収入の部

科目	予算額	収入額	過不足	摘要
繰越金	1,532,443	1,532,443	0	
会費	26,440,000	26,750,500	310,500	
諸収入	860	565	295	預金利息
合計	27,973,303	28,283,508	310,205	

支出の部

科目	予算額	支出額	予算残額	摘要
教務運営費	7,500,000	7,273,256	226,744	コピー料金他
学習指導費	4,500,000	3,875,250	624,750	教材費、各部会資料代

学習指導費の摘要欄に「各部会資料代」とあるが、これは教育研究団体への会費を支払っているものの、大会には参加せず資料だけを入手した場合のものである。この摘要欄の記載を見て、教育研究団体への会費であることを理解できる保護者はほとんどいないと思われる。保護者負担を求めるならば、費目内訳を作成して内容を詳細に説明すべきであろう。

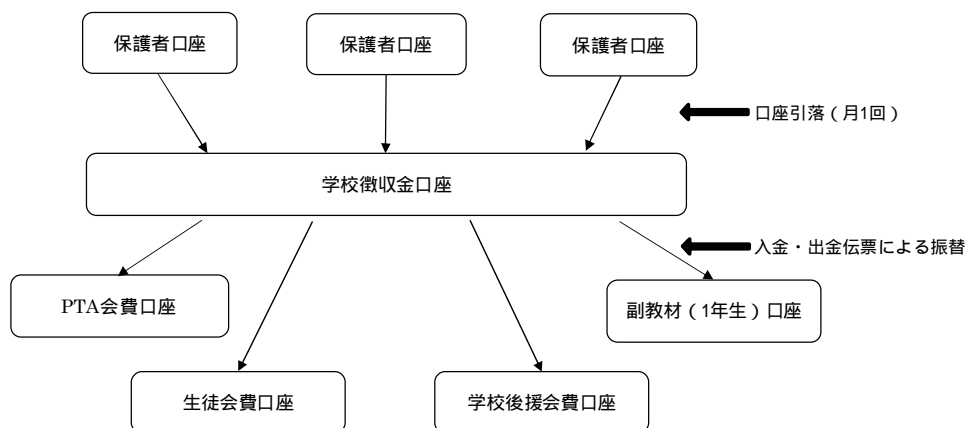
(8) 徴収金の徴収手続について

ア. 徴収手続の概要

徴収金は、PTA 会費・教育後援会費・生徒会費等の年間予算を月割りして、毎月口座引落により徴収している(42 ページ参照)。平成 22 年度に無償化された公立高校の授業料は、平成 26 年度から所得制限が付加されたため、平成 26 年度入学生からは授業料の徴収もこれに加わっている。

口座振替の結果は、銀行から振替明細書が送付されてくるため、これに基づき日計表を作成し、振替明細書、通帳との照合をしたものを事務長、校長が検印している。残高不足等により口座振替ができなかった場合には、ほとんどの高校では高校事務室の窓口で生徒が現金を持参することにより徴収している。具体的には銀行からの振替明細書に記載されている振替不能者に対し、督促状を作成して生徒に手渡すか郵送している。窓口で生徒が持参した際に、口座振替不能金額を持参現金と照合し、納入伝票、日計表を作成し、これらを事務長に提出する。

【徴収金の徴収管理】



保護者の口座から引き落とした徴収金は、すべて徴収金口座に入金され、その後、目的別に設けられた各会計の口座に振り替えている。学校徴収金口座から各会計口座への振替は、(学校徴収金口座からの)銀行所定の出金伝票及び(各会計口座への)銀行所定の入金伝票ならびに会計処理のための会計伝票を作成して、事務長、校長の検査を受け、銀行へ口座間の振替を依頼することによって行われる。

イ．預金口座確認簿による管理について（指摘）

宮崎県では、各会計口座の残高を適切に管理するために、「宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の運用について（通知）」（平成23年1月27日）により毎月、「預金口座確認簿」で月末残高を記入し、事務長、校長へ報告し、事務長、校長が確認、検印するよう決められている。各校の預金口座確認簿をレビューした結果、概ね適切に作成されているが、一部確認年月日の記入漏れ、検印の押印もれ等の不備が発見された。

【預金口座確認簿の様式】

				名称 _____		
				口座名義・口座番号 _____		
				出納責任者氏名 _____		
月	収入額	支出額	通帳残高	確認欄		
				確認年月日	確認者印	校長印
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						

ウ．年度末残高の照合手続について（指摘）

預金口座確認簿の3月末通帳残高の欄には、3月31日現在の預金残高を記載している場合もあれば、4月初めから中旬で締めて決算した帳簿残高を記載している場合もあった。このような違いが生じるのは、当年度の徴収金で賄うべき支出について、3月中に支出の意思決定をしたが、支払が翌4月となってしまったものの取扱方法が明確になっていないためであると思われる。

そもそもこの預金口座確認簿は、収入等が適正に処理されているかを確認するため、月1回、金銭出納簿と通帳の照合を行った結果を記載することを目的として導入されたものであり、毎月末の預金残高を記入すべきものとする。この書類の作成目的が「宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の運用について(通知)」(平成23年1月27日)に明記されていないことから各担当者で運用がバラバラとなっているものとする。通達でこの点を明記するなどして、書類の作成目的に沿った運用の徹底が望まれる。

これに関連して、3月末の欄に4月上旬の入出金まで含めたうえで締めた決算残高を記入しているにもかかわらず、確認年月日が3月31日と記載されているものもあった。これは明らかに記載が誤っているものであり、こうした記載誤りもしないように徹底していただきたい。

エ．不要口座の処分について(指摘)

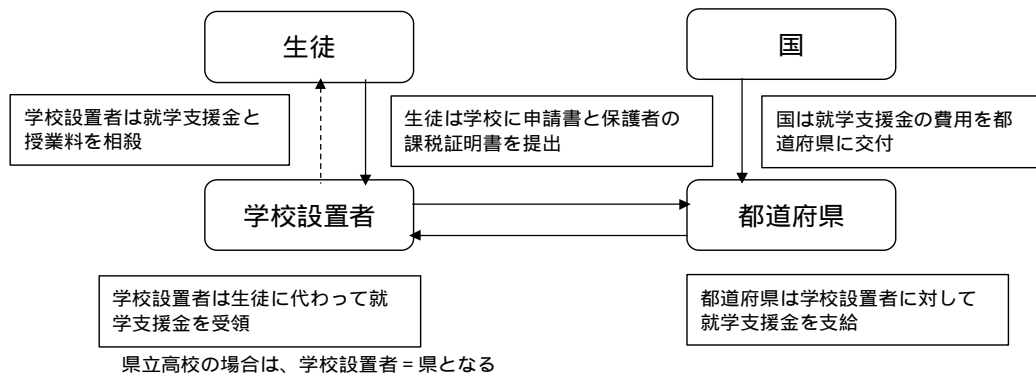
宮崎県教育委員会準公金等取扱規程(平成23年教育委員会教育長訓令第1号 平成23年1月27日公表)において、準公金は、各会計ごとに原則として個別の預金口座によって管理することとされている。さらに、「宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の運用について(通知)」(平成23年1月27日)において、所属内で取り扱われている資金の実態を把握するため、県立学校にあっては、「預金口座管理簿」を作成して管理し、毎年度4月末までに財務福利課長にその写しを提出することとされている。

各校の預金口座管理簿をレビューした結果、適切に作成されていた。しかし、五ヶ瀬中等教育学校において、検定会計用の口座を平成25年度末に開設したが、往査時点においては一度も使用していない状態であった。これについては今後の使用見込も十分に検討したうえで使用見込がないと判断された場合には、解約手続きをとるべきとする。なお、同校でPTA事業積立会計の口座を解約した際に決裁伺いが作成されていなかったようである。準公金とはいえ、口座の開設及び解約は決裁手続きを経たうえで行うべきである。

オ．授業料の未納管理について(意見)

授業料無償化制度の見直しにより、平成26年度入学生から授業料を徴収することになったが、保護者等の所得が一定金額未満の世帯は授業料相当額の就学支援金が支給され、授業料は実質無償となっている。授業料徴収の対象となるのは、所得制限基準額以上の世帯であり、そのなかでの未納者はほとんどいない。しかし、所得水準からすれば授業料無償となるはずの家庭で、手続きをしていないがために長期未納となっている家庭が1件あった。担当者は保護者と連絡を取る努力をしてはいるが、家庭の事情も複雑であり、なかなか連絡が取れず未納が継続しているとのことであったが、こうしたケースに対する救済策を設けることも保護者の負担を軽減するとともに事務作業の軽減に資すると考えられることから検討願いたい。

【就学支援金支給の流れ】



就学支援金の支給原資は国からの交付金である。生徒（家庭）からの受給資格認定申請書及び課税証明書等の市町村民税所得割額が確認できる書類の提出がないと国からの交付金が支給されないため、所得水準が低くても申請がなく、授業料を納めていない生徒は未納者として取り扱われているものと思われる。授業料収納担当者は夕刻以降の勤務時間外に家庭に連絡を取る努力もしているというが、このような作業を見越して、時間外手当を予算措置する、もしくはこうした作業を専門業者に外部委託することを可能とし、その予算措置をするなどの検討が必要と思われる。

カ．修学旅行費の徴収方法について（意見）

保護者負担の軽減に関連して、高校生活のなかでの教育課程に位置付けられた生徒にとっても思い出となる重要な学校行事の一つである修学旅行の費用は、徴収金のなかでも高額なものであり、保護者の負担は大きい。この修学旅行費用の徴収方法は各校でさまざまであった。具体的には他の徴収金と合わせて修学旅行前の数か月で分割して徴収している高校や、他の徴収金とは別に一括で徴収している高校、学校としては徴収せず修学旅行を取り扱う旅行業者に直接振り込んでもらっている高校などである。一括徴収の場合、徴収に関する事務手続きは簡素化できるが、保護者負担の軽減という観点からは、数か月に分割して口座振替によって徴収することが望ましいと考える。

キ．空調設備更新積立金の決算報告について（指摘）

宮崎北高校の PTA 総会資料の平成 25 年度空調設備費決算書において、空調設備更新積立金が次のように記載されている。

平成 25 年度末空調設備更新積立金		(単位：円)
前年度末	積立額	合計
6,000,000	3,000,000	9,000,000

これは、将来の更新投資として徴収したものを定期預金で運用しているものであるが、預金利息が平成 25 年度末までに 1,917 円発生し、これが再投資されて元金に付加されているにもかかわらず、上の表には記載されていない。銀行からの残高証明書にも定期預金 9,001,917 円と記載されており、預金口座確認簿にも 9,001,917 円として記載されている。したがって、空調設備更新積立金には積立額だけでなく、この利息分も積立金として次のように決算書に反映させて残高証明書及び預金口座確認簿と一致させるべきである。

平成 25 年度末空調設備更新積立金 (単位：円)

前年度末	積立額	合計
6,000,719	3,001,198	9,001,917

積立額のうち、1,198 円は定期預金利息である

また、準公金に含まれる同窓会費についても決算書が作成されており、監事による会計監査も行われているが、決算書に記載されている普通預金以外に、平成 24 年 3 月に定期預金として積み立てた 400 万円があるにもかかわらず、これが決算書に記載されていない。当該定期預金も自動継続により預金利息が元加され、平成 26 年 3 月末で 4,002,000 円となっている。これについては決算書に記載されておらず、監査対象外となっていると考えられるが、これも準公金であるから、次のように適切に開示すべきである。

平成 25 年度末同窓会費積立金 (単位：円)

前年度末	積立額	合計
4,001,000	1,000	4,002,000

積立額 1,000 円は定期預金利息である。

ク．部活動遠征旅費の取り扱いについて（指摘）

部活動の遠征旅費の取り扱いについては、各校において生徒派遣規程を作成している。通常は、遠征人数が多く、宿泊費を立て替えるには金額が大きくなることから、一定の金額を設定して仮払金を支給し、大会終了後に支給額と実際発生額の過不足を精算することになっている。

しかし、現状は大会終了後の精算が徹底されていない。実際発生額が支給額を下回っているにもかかわらず、戻入を行わずに、宿泊時の生徒の食事代の補助や部活動の消耗備品等に使われている事例が散見された。宿泊費と支給額の差額については、使途がメモされているだけで、領収書は添付されていない。

差額の使途が引率した職員任せになっており、学校側が正確に把握していない。そもそも、徴収金は保護者から集めた資金であるため、生徒のために使用するよう学校は管理する必要がある。

第4 監査結果報告に添えて提出する意見

1. 備品に分類する物品の基準価格について

ア. 概要

宮崎県財務規則第150条によると、物品のうち取得価格又は取得見積価格が2万円以上の物品は備品に分類される。備品に分類された物品は、備品出納簿とよばれる台帳に登録され管理されることとなる。

現在、主たる備品管理業務として行われているものが、各施設の職員による現物確認（備品出納簿と備品現物の照合）である。ただし、この現物確認は規則に定められたものではなく、あくまで各施設が自主的に実施するものであるため、その実施頻度や実施範囲等は施設によって様々である。たとえば、総合博物館では毎年現物確認を実施しているが、美術館・図書館では毎年実施しているものの全ての備品ではなく、年度ごとに対象範囲を変えて実施しているといった具合である。

（物品の分類及び区分）

第150条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要備品 別表第8に掲げるもののほか、1品の取得価格が100万円以上の備品をいう。
- (2) 備品 形状及び性質を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価格又は取得見積価格が2万円以上のものをいう。
- (3) 動物 飼育を目的とする獣類、鳥類等をいう。
- (4) 図書 消耗品の刊行物を除く各種庁用書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円以上のものをいう。
- (5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもの又は各種庁用書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円に満たないものをいう。
- (6) 生産物 工場、試験場、学校、農場その他県の施設等で製作し、又は生産されたものをいう。

イ. 意見

備品に分類する物品の基準価格を見直すべきである。

備品の管理状況を監査した結果、備品として計上される物品が過多であるとの結論に至った。膨大な数の備品が計上されることにより、備品管理業務に必要以上の手数を要するとともに、管理の実効性が損なわれているところがある。

前述のとおり、物品のうち取得価格又は取得見積価格が2万円以上の物品は備品出納簿に登録されるが、その登録数は図書館・博物館・美術館及び各学校施設においては数千件となっている。そのため、通常業務の一環として各備品の状況を把握するの

は容易ではなく、一年～数年に一度の現物確認以外の管理作業は行われていないのが現状である。また、現物確認を実施するにしても、これだけの件数があれば相当の労力を要するし、一部の備品についてのみ実施する場合でもその対象は各施設の裁量によるところとなるため、現品確認の十分性について疑問が残ることとなる。現物確認は各施設の特性や保有する備品の種類・数等に応じて、通常業務を著しく妨げない範囲で、管理上一定の有用性を確保できるように実施すべきである。

この課題を達成するためには、備品に分類する物品の基準価格を見直すことが必要であると考えられる。現在宮崎県では2万円が基準価格となっているが、これは他県と比較するとやや低いものであるといえる。

【備品に分類する物品の基準価格】

県名	基準価格	県名	基準価格	県名	基準価格
青森県	5万円	新潟県	5万円	鳥取県	5万円
岩手県	3万円	栃木県	2万円	島根県	5万円
宮城県	5万円	群馬県	3万円	山口県	3万円
秋田県	3万円	茨城県	5万円	長崎県	3万円
山形県	5万円	長野県	3万円	熊本県	3万円

出所 各県の財務規則

他県において実際に2万円より高い基準価格での運用がなされていることから、宮崎県においても基準価格引き上げの余地はあると考えられる。各施設の備品出納簿を閲覧したところ、5万円未満の価格帯の備品が多数登録されていた。その内容は多岐にわたるが、机・椅子類を例に挙げると、仮に基準価格を5万円とした場合、備品に該当するものの件数は現状の半数程度になると推定される。5万円未満の机・椅子類は、折りたたみ式の長机等、使用場所や目的が流動的なものが多く、備品出納簿に登録し個別に管理する意義が乏しい。その一方で、5万円未満ではあるものの、個別に管理する必要性が高いと思われる備品もある。総合博物館の所有する化石・標本類や、県立高校の所有する教育研究機械器具類（理科の実験器具等）などである。これらは使用場所や目的が限定的で、また、破損した際などに他の備品で代替することが難しいものである。膨大な物品が存在する現状で、優先的に管理すべきはこれらであろう。

以上を勘案すると、まず第一義的には基準価格の引き上げが必要であるものの、物品の種類によって例外を設ける（現状の基準価格2万円のままで据え置くあるいは取得価格を問わないこととする等）ことが管理上有用であると考えられる。

2. 学校裁量予算の導入について

ア. 概要

平成 10 年 7 月 29 日の文科省の教育課程審議会答申の中で、「特色ある学校づくり」が推進されて以来、各学校はその実現に向けて様々な試みを行ってきた。学習指導要領の中でも、「特色ある学校づくり」という言葉がよく登場するようになっている。宮崎県においても、特色ある高校づくりを推進するために、平成 20 年度に学区制を廃止して全県 1 学区となった。

特色ある学校づくりを推進するには、生徒・保護者に学校選択の自由を保障するだけでなく、予算執行に関する学校側の裁量を拡大することが必要である。県立高校の学校予算は、一般運営費として教育委員会財務福利課から配分されているが、予算は科目ごとに決められており、ある科目の余った予算を他の科目に流用することは、学校の裁量だけでは実施できない。また、学校側の努力によって経費節減が達成できたとしても、予算残として吸い上げられてしまう。

イ. 意見

一般運営費については、用途を特定することなく学校に予算を配分する学校裁量予算の導入を提案したい。ここで提案する学校裁量予算は、以下の 2 つによって構成される。

年度当初に用途を特定しない予算を学校に配分する。配分された予算の枠内においては、科目間の調整は学校の裁量に委ねる。(総額裁量予算制度)

学校の経費節減努力によって残った予算は、財務福利課が吸い上げることなく、学校予算として次年度に繰り越す。(繰越制度)

科目間の流用が自由になれば、水道光熱費を節約して捻出した予算を財源に、教材の整備や外部講師招聘に係る謝金などに使用することが可能になり、特色ある学校づくりに繋がる。また、教職員の予算の有効活用・経費節減の意識が高まると考えられる。実際に、五ヶ瀬中等教育学校では、「寮の水道光熱費を節約し、浮いた予算でパソコンを追加購入することはできないか?」という提案が生徒から出てきたと聞いている。

繰越制度は、総額裁量予算と不可分であると考えられる。経費節減努力によって捻出した予算も当年度中に使用しなければ吸い上げられてしまうとなれば、長期的な計画に基づいて予算を有効に活用することは難しい。

学校裁量予算制度の導入は、予算の再配分という業務を省略化させる効果がある。財務福利課では、9 月と 1 月に各学校の一般運営費の執行状況を調査して、学校間の予算再配分を行っている。しかし、厳しい財政状況を踏まえれば、余剰となる予算が多いとは考えにくい。また、学校運営は翌年度以降も継続していくのであるから、多少

の予算が余っても翌年度以降の使用分とすれば足りることである。このような調整業務に忙殺されるのではなく、真に学校現場をサポートするような取り組みを期待したい。例えば、「保護者にとって分かりやすい決算報告を行う」というのは、すべての学校に共通する課題だと思うが、このような課題の解決を学校現場に委ねるのではなく、本庁職員も一緒になって取り組んでいただきたい。

3. 空調費の公費負担について

ア. 概要

地方財政法 27 条の 3 には、「都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」とあり、本来ならば、県立高校の空調設備は公費で設置すべきものである。しかし、財政的な制約等から公費での設置が行われない中、私費負担（保護者及び同窓会などが負担）による冷房設置が全国的に進んでいる。

下表は、公立高校の普通教室における冷房設備の設置状況を示したものである。宮崎県では、公費負担による普通教室への冷房設置は行われていないが、平成 26 年 4 月 1 日現在、設置率は 66.7%となっている。北海道・東北など夏でも冷涼な地域を含んだ全国の設置率よりは高いが、九州地区の中では低い方である。公立高校の冷房化が 100%実施されているのは東京都と鳥取県の 2 都県だけであり、いずれも公費負担で設置されている。

【公立高校 普通教室における冷房設置状況】 H26.4.1

	保有室数(室)	設置室数(室)	設置率
福 岡 県	2,725	2,539	93.2%
佐 賀 県	601	363	60.4%
長 崎 県	906	674	74.4%
熊 本 県	1,110	988	89.0%
大 分 県	870	697	80.1%
宮 崎 県	780	520	66.7%
鹿 児 島 県	1,252	827	66.1%
(参 考)			
東 京 都	3,557	3,557	100.0%
鳥 取 県	434	434	100.0%
全 国	71,459	43,911	61.4%

出所 文部科学省「公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査」

イ．意見

保護者負担によって設置された冷房設備の公費化を検討してもいいのではないか。学校施設整備の公費負担の原則、保護者負担の軽減は言うまでもないが、ここでは公費負担化の検討を提言する理由を別の観点から述べる。

理由 1：他県に比べて小規模校の集約化が進んでいる。

少子化が進行している状況では、小規模化した学校の統廃合が問題となる。統廃合が十分に進んでいない状況で冷房設備を設置すると、耐用年数が到来する前に廃校となって使われなくなるものが続出する可能性があり、効率的な財政支出という点では問題がある。この点、宮崎県は県立高校 1 校当たりの生徒数・教員数が他県に比べて多く、小規模校の集約化が進んでいる。

【県立高校 1 校当たり生徒数・教員数の他県比較(平成 24 年度)】(単位：校、人)

	山形県	石川県	和歌山県	愛媛県	大分県	宮崎県
県立高校数	48	43	41	54	49	39
生徒数	23,992	24,496	24,647	28,299	25,074	24,020
教員数	2,051	2,060	2,032	2,349	2,114	1,986
1 校当たり生徒数	499.8	569.7	601.1	524.1	511.7	615.9
1 校当たり教員数	42.7	47.9	49.6	43.5	43.1	50.9

出所 学校基本調査(平成 24 年 5 月 1 日現在)

理由 2：建替・大規模修繕工事に伴う費用負担の問題

冷房設備は建物本体に附属する設備であるため、建物本体の改修等に伴って取り外しと再設置が必要になり、場合によっては廃棄せざるを得ないことも想定される。これに伴い、保護者に余計な費用負担を強いることも考えられる。

高知県ではこれまで保護者負担で設置されてきたが、平成 26 年度から県立学校の普通教室に公費負担で冷房を設置することになった。学校の設備は公費で設置するという本来の姿に戻すことにしたわけであるが、その背景には、校舎の耐震工事の際に一時的に空調設備を取り外して再度設置する工事が必要になり、数百万円にもなる工事費用を設置者である保護者に求めなければならないという事態に直面したことがある。宮崎県においても、老朽化に伴い校舎の建替または大規模修繕工事が必要になった時には、同様の問題が発生すると考えられる。

理由 3：空調設備の再投資の問題

実際に訪問した高校の中には、冷房設置のための借入金が完済している（リース契約で設置した場合はリース期間が満了している）ところがある。このような学校では、保護者からの徴収金を更新投資のために積み立てており、すでに積立金が数千万円になっているところもある。早い時期に保護者負担で設置した高校では、空調設備の更新時期が議論される段階に入っている。

いつ、どのような形で空調設備を更新するかという問題は、老朽化が進む校舎の建替・大規模修繕計画と一体的に考えるべきものである。ところが、保護者負担で設置した空調設備の更新投資に県は直接関与しないという立場を貫くのであれば、結果として、耐用年数到来前に再投資した空調設備を廃棄せざるを得ない状況になることも想定される。具体的な校舎の建替・大規模修繕計画が作成されており、これを閲覧することができる状況であれば、保護者も無用な投資をしなくて済むだろうが、教育委員会においてこのような計画は何も作成されていないのが現状である。

4．私費会計の決算のあり方について

ア．はじめに

私費会計の決算とは、「保護者から集めた資金をどのように使用したのか」を資金提供者である保護者に対して説明することである。学校経費は設置者負担が原則としつつも、私費に依存せざるを得ない現状を鑑みれば、私費会計の決算は資金提供者の理解を得るためにも非常に重要なものである。

今回の監査で訪問した学校の決算状況をみたところ、「資金提供者である保護者に対して分かりやすく説明する」という視点に欠けていると思われるものが多い。ここでは、私費会計の決算のあり方を検討するとともに、より良い方法を提案したい。

イ．決算報告の網羅性について

保護者の立場からみれば、「徴収金のお知らせ」(42ページ参照)に記載されているものについて資金を提供しているのであるから、これに対応する形で実際の用途を説明して欲しいと思うものである。私費会計の決算報告はPTA 総会で行われており、PTA 会費(会計)・後援会費(会計)の決算報告はどの学校の総会資料にも記載されているが、生徒会費(会計)・副教材等(会計)の決算報告が記載されていない学校が多い。これでは、提供した資金の用途を網羅的に把握することができない。

例えば、部活動に関する支出は、後援会費(会計)・生徒会費(会計)・副教材等(会計)から支出されているが、これらがすべて総会資料に記載されていないと、部活動に関する支出を正確に把握することができない。生徒会費(会計)は別途報告、副教材等は決算報告を省略している学校が多いが、保護者が提供した資金の用途を正確に把握するためには、これらもPTA 総会資料に記載することが望ましい。

今回の監査で訪問した学校については、「平成25年度私費会計の状況」の一覧表に集計方法と徴収方法を記載している(下記参照)。徴収方法と集計方法がともに「 」であることが、望ましい決算報告の姿である。集計方法の が多いところは、決算報告の方法を見直す点が多いことになる。この点、五ヶ瀬中等教育学校のPTA 総会資料には、PTA 会計・学校教育振興会会計だけでなく、生徒会会計・創立記念積立会計・副教材会計も記載されており、資金を提供している保護者にとっては分かりやすいものになっている。他の学校も是非見習って欲しいものである。

【(再掲)五ヶ瀬中等教育学校 平成 25 年度私費会計の状況】

(単位：円)

費 目	集計 方法	徴収 方法	合 計	生徒 1 人当たりの年間徴収額		
				4 年生	5 年生	6 年生
P T A 会 計			1,815,330	6,000	6,000	6,000
学校教育振興会会計			12,956,784	60,000	60,000	60,000
副 教 材 会 計			12,367,856	37,269	33,529	90,044
生 徒 会 会 計			2,016,700	4,800	4,800	4,800
創立記念積立会計			0	2,400	2,400	2,400
保 護 者 積 立			1,290,000	6,000	6,000	5,000
小 計			30,446,670	116,469	112,729	168,244
寮 会 計			83,532,922	330,000	330,000	330,000
私費合計			113,979,592	446,469	442,729	498,244

集計方法 : PTA 総会で決算報告があり、収支計算書の支出額を記載

: PTA 総会で決算報告がなく、生徒 1 人当たりの徴収額から計算した

徴収方法 : 毎月口座引落で徴収されるものに含まれているもの

合計額は 6 学年分、生徒 1 人当たりは後期課程の各学年のものを記載している。

ウ. 費目明細の作成について

学校会計の実務に携わる担当者にとっては、日頃の学校運営の中でどのようなことが行われ、どのような支出があるのかは、あまりにも当然のことかもしれないが、保護者にとっては想像も付かないようなものもある。したがって、私費会計の決算報告は、担当者にとっては詳細過ぎるくらいで、保護者にとっては適度なレベルの情報開示になると考えられる。

決算報告で作成される収支計算書は、科目ごとに予算額と決算額が記載されている。収支計算書の科目は支出の目的を表しているが、科目名だけでは実際に何が行われたのかが分からない。例えば、環境整備費という科目名を見て、花壇に植える苗木の購入や学期末の大掃除に使用する洗剤・ワックスの購入を想像できる人はほとんどいないと思われる。

これについて、今回の監査で訪問したすべての学校においては、収支計算書に摘要欄を設けて各科目の内容を簡単に説明している。これだけでは、学校関係者にとっては十分かもしれないが、保護者にとっては不十分である。例えば、学習指導費という科目の摘要欄に「各種資料代」と記載されているが、これを見て、教育研究団体(76 ページ参照)の大会参加費(資料代相当分)を想像できる人はいないと思われる。

そこで、摘要欄への記載だけでは分かりにくいものについては、費目内訳を作成することが望ましい。決算報告は、収支計算書と費目内訳がセットになったものとして認識して欲しい。なお、今回の監査で訪問した学校の中では、小林高校と五ヶ瀬中等教育学校が費目内訳を作成している。他の学校も是非見習って欲しいものである。

【費目内訳の一例】

平成 25 年度 後援会費 決算書

収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	収 入 額	過 不 足	摘 要
繰 越 金	1,532,443	1,532,443	0	
会 費	26,440,000	26,750,500	310,500	
諸 収 入	860	565	295	預金利息
合 計	27,973,303	28,283,508	310,205	

支出の部

科 目	予 算 額	支 出 額	予 算 残 額	摘 要
学 校 運 営 費	9,450,000	8,966,729	483,271	
(印 刷 費)	(7,500,000)	(7,273,256)	(226,744)	
(教 科 充 実 費)	(1,250,000)	(1,125,675)	(124,325)	
(図 書 費)	(700,000)	(567,798)	(132,202)	図書・雑誌等
特 別 指 導 費	13,950,000	13,485,820	464,180	
(課 外 費)	(12,650,000)	(12,200,570)	(449,430)	
(テ ス ト 監 督)	(1,300,000)	(1,285,250)	(14,750)	模擬試験監督手当
進 路 指 導 費	2,800,000	2,437,880	362,120	
雑 費	100,000	95,460	4,540	
予 備 費	10,000	5,600	4,400	
合 計	26,310,000	24,991,489	1,318,511	

後援会費 費目内訳

印 刷 費	コピー機使用料 2,530,300円 パソコンリース料 2,500,000円 コピー用紙等消耗品 2,242,956円
教 科 充 実 費	教科部会費 557,800円 教科研究会参加費 498,000円 実習関係費用 69,875円
課 外 費	すべて課外授業手当であり、学年別内訳は以下のとおり 1年生 3,376,670円 2年生 3,950,550円 3年生 4,875,350円
進 路 指 導 費	面接指導に係る教員への手当支給 680,500円 雑誌購入料 850,370円 パソコン購入 907,010円

エ．作成すべき収支計算書について

(ア) 概要

資金を提供する保護者の立場からみれば、決算報告で記載される収支計算書は少ない方が望ましい。収支計算書における収入は前年度繰越と当年度の会費収入であり、いずれも保護者が提供した資金に変わりはない。一方、支出は様々な目的で行われるが、収支計算書の数が多いと、これらを統合して全体像を把握することが困難になる。作成する収支計算書の数进行少なくしながら、支出の内容を詳細に解説することが、保護者にとって最も分かりやすい決算報告となる。

収支計算書の数进行少なくしながら、支出の内容を詳細に解説するには、会計・費目・費目内訳の使い方を整理することが重要である。これらの使い方を簡単に解説すると、下表のようになる。

会 計	収支計算書を作成する単位。収入の源泉が異なるものは、会計を別にして収支計算書を作成することが必要である。収入の源泉が同じでも、別団体として取り扱われるものについては、会計を別にする必要がある。
費 目	収支計算書における支出項目で、支出の目的を表すもの。収入の源泉が同じものについては、会計を別にすることなく、同一会計の異なる費目で計上すると、収支計算書の数进行減らすことができる。
費 目 内 訳	支出の目的が同じでも、人件費・消耗品費・支払手数料のように支出の形態が異なるものは、費目内訳でその内容を明らかにする。支出の目的がやや異なるが、費目を分けるほどでもない場合にも、費目内訳で詳細を明らかにする。

PTA 会費は保護者だけでなく教員からも徴収するが、後援会費は教員からは徴収しない。この2つは収入の源泉が異なるため、会計を別にする必要がある。後援会費と生徒会費は、すべての保護者から徴収するものであり、収入の源泉は同一であるが、両者は別団体として取り扱われるため、会計を別にする必要がある。私費は学校徴収金と団体徴収金に分類することができるが(39 ページ参照)、団体徴収金については団体ごとに会計を設定することになる。

(イ) 会計の統合と費目内訳の作成

学校によっては、生徒派遣費・空調費・実力養成費・対外模試などの会計を設定して収支計算書を作成しているが、これらは他の会計と統合することができる。

生徒派遣費・空調費・実力養成費は、後援会費(会計)の一費目となる性質のものである。生徒派遣費は部活動等における遠征旅費であるが、各部にどれだけ支出したかは収支計算書ではなく費目内訳を作成することで足りる。空調費も支出の内容はリース料・修繕費・電気代くらいのものであり、費目内訳で十分対応可能である。実力養成費も課外授業等に対する教員への手当支給が大半であり、詳細は費目内訳に記載

すれば十分である。

対外模試を別会計としている学校では、大手予備校等に支払う試験料と試験監督を行った教員への手当支給を支出として計上している。大手予備校等に支払う試験料は副教材等(会計)の一費目となる性質のものであり、教員への手当は後援会費(会計)における課外授業等手当と同様のものである。これらは費目内訳を作成して内容を説明すれば十分であり、別会計を設定して収支計算書を作成する意義に乏しいと思われる。

このように考えると、設定すべき会計は、PTA会計、後援会会計、生徒会会計、副教材等会計、積立金会計(創立記念事業、空調設備など)に集約することができる。

(ウ) 副教材等の取扱いについて

各教科で使用する副教材は、何を購入するかが年度当初において詳細に決まっており、そのとおりに支出されるものがほとんどである。また、高体連負担金・高文連負担金・対外模試・災害共済掛金などは、あらかじめ単価が決まっており、保護者から徴収した金額と実際に支出した金額がほとんど同額である。これらについては、収支計算書を作成していない学校が多いが、決算報告の網羅性を確保する観点からは、収支計算書等を作成してPTA総会資料に記載することが望ましい(上記「イ. 決算報告の網羅性について」を参照)。

副教材等は、「徴収金のお知らせ」において詳細内容を記載している学校が多いが、決算報告についても同様のものを費用内訳として添付することが望ましい。収支計算書については、実際支出額と保護者への返金額を学年あるいは学科ごとに記載する程度の簡単なもので十分であろう。

(I) 総括

今回の監査で訪問した学校の中で、会計・費目・費目内訳の使い方が整理されているのは、五ヶ瀬中等教育学校だけであった。費目内訳が作成されているのは、学校教育振興会会計のスポーツ文化振興費だけであり、他の費目についても内訳を作成して欲しいところだが、体系的に整理されていて分かりやすい決算報告である。

費目内訳が充実しているのは小林高校である。小林高校の収支計算書は、すべての支出項目について費目内訳が作成されている。収支計算書の摘要欄に記載するだけで十分なものは費目内訳の作成を省略し、詳細解説が必要なものについては内容を充実させれば、保護者にとって非常に分かりやすいものになると考える。

保護者にとって分かりやすい決算報告を作成するには、良い事例を見て学ぶことが最も効果的であると考え。他の学校も、両校の決算報告を大いに参考にして欲しい。